

坂井市 子ども・子育て 支援事業計画

平成27年度～平成31年度



平成27年3月

坂井市

ごあいさつ



坂井市では、「支えあい 子育ての輪ひろがる まち さかい」をめざして、平成22年3月に「坂井市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、保育所、学校、医療機関などの専門機関はもちろん、地域の住民組織などにも広く呼びかけ、地域と連携、協働して「地域による地域のためのまちづくり」に取り組み、様々な子育て支援事業を推進してまいりました。

また、子育てしやすい環境を地域や社会全体で支援し構築することを目的とした「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立し、坂井市においても、子どもたちにとってふさわしい幼児期の教育や保育の質を高め、地域における子ども・子育て支援を総合的・一体的に推進していくことが必要となってきております。

平成27年度から平成31年度までを計画期間とする「坂井市子ども・子育て支援事業計画」においては、「笑顔が育つ 笑顔で育つ 未来を担う坂井っ子」を基本理念に、坂井市の次の世代を担う子どもたちが笑顔で健やかに成長し、家庭も、地域も笑顔にあふれるようなまちづくりをめざし計画を推進してまいりたいと考えております。

最後に、この計画の策定にあたり熱心にご審議をいただきました坂井市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました方々に心から感謝を申し上げ、ご挨拶いたします。

平成27年3月

坂井市長 坂本 憲男

目 次

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	3
1 統計による坂井市の状況	3
2 アンケート調査の結果概要	13
3 目標事業量に対する達成状況	20
4 各施策目標の達成状況	22

第2部 各論

第3章 計画の基本的な考え方	26
1 子ども・子育ての基本理念	26
2 基本的視点	27
3 施策の体系	28
第4章 基本施策の展開	29
1 子どもが笑顔で育つまち	29
2 家庭が笑顔で育つまち	35
3 地域が笑顔で育つまち	43
第5章 量の見込み及び確保の内容	47
1 教育・保育提供区域の設定	47
2 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容	47
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	49

第6章 推進体制	55
1 計画の推進に向けて	55
2 計画の評価・検証	55

第3部 資料編

1 坂井市子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査 実施概要	56
2 坂井市子ども・子育て会議設置要綱	57
3 坂井市子ども・子育て会議委員名簿	59
4 策定経過	60

第1部

総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

子どもは、次の時代を担うかけがえのない宝物であり、これからの中をつくる大切な存在です。子どもが健やかに育つためには、社会全体で子育てを支え、環境を整備していくことが重要です。

近年、出生数の減少や出生率の低下に伴う少子化の進行により、子育てをめぐる状況は大きく変化しています。核家族化の進行等による家族構成の変化や地域のつながりの希薄化は、多くの子育て家庭が子育てへの不安感や孤立感を抱くことにもつながっています。

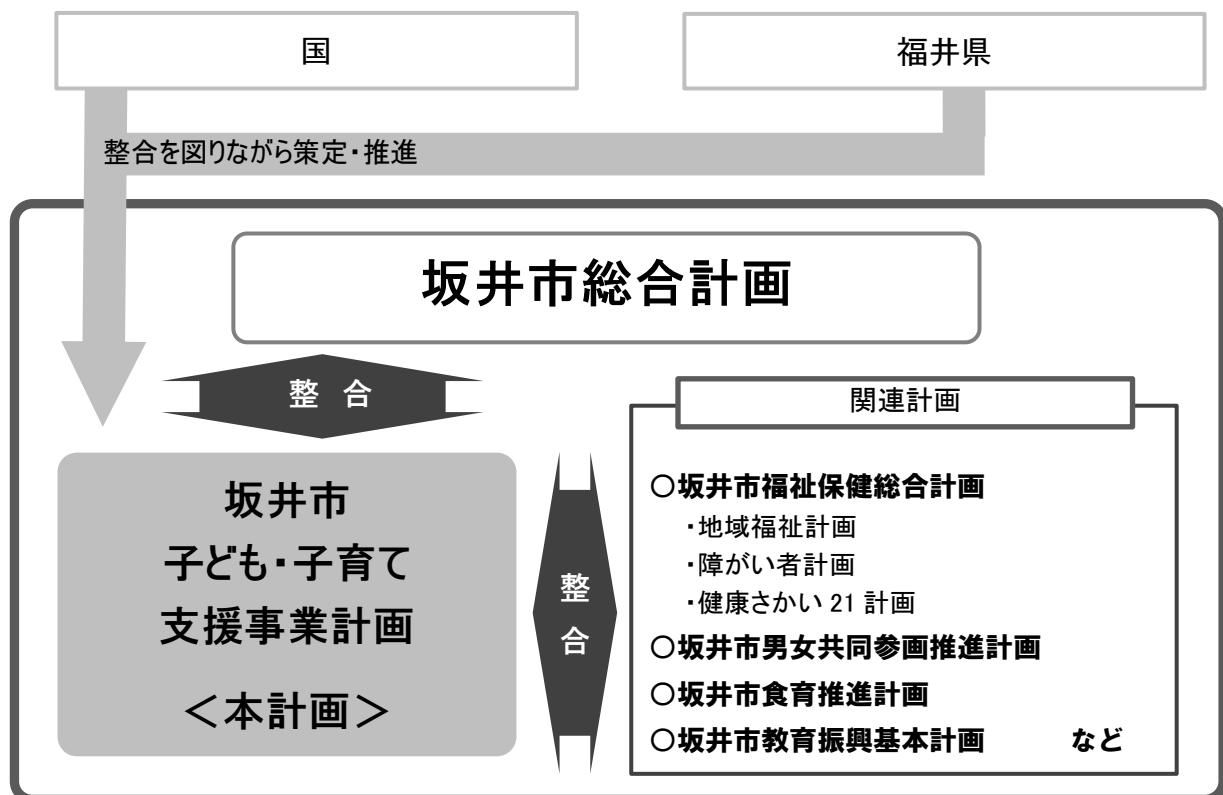
国では、子育てしやすい環境を地域や社会全体で支援し構築することを目的とした「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。この3法に基づいて平成27年度から施行される新たな子育て支援の仕組みである「子ども・子育て支援新制度」では、(1)質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、(2)保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、(3)地域の子ども・子育て支援の充実、がめざされることとなっています。また、「子ども・子育て支援法」では、都道府県、市区町村に、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられています。

坂井市においても、子どもたちにとってふさわしい幼児期の教育・保育、地域における子ども・子育て支援を総合的・一体的に推進していくため、「坂井市次世代育成支援行動計画」(以下「前回計画」という。)を踏まえながら、「坂井市子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として定められるものです。

本計画の策定にあたっては、市の上位計画である総合計画や関連計画との整合、連携を図ります。



3 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とし、今後の社会情勢の変化等による状況も踏まえながら、必要に応じて見直しを行います。

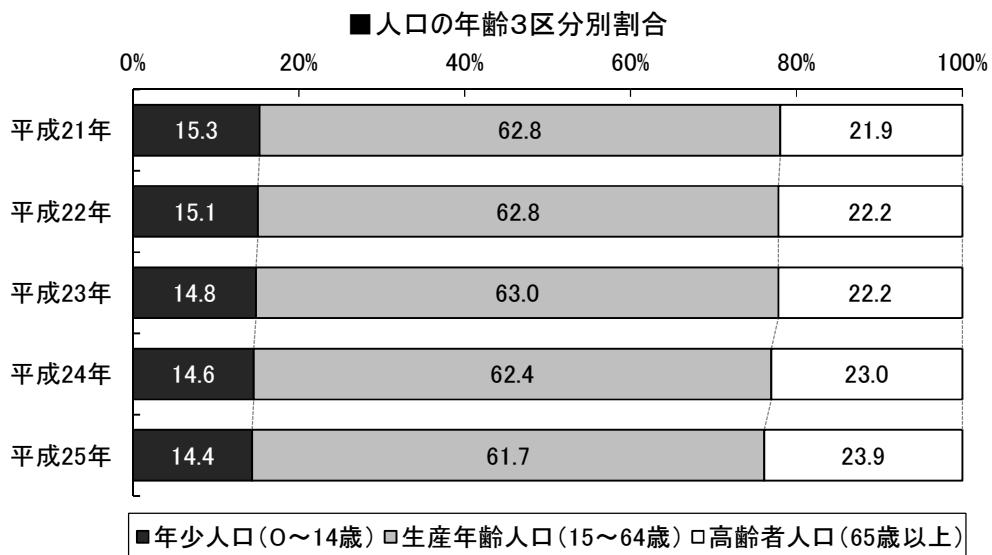
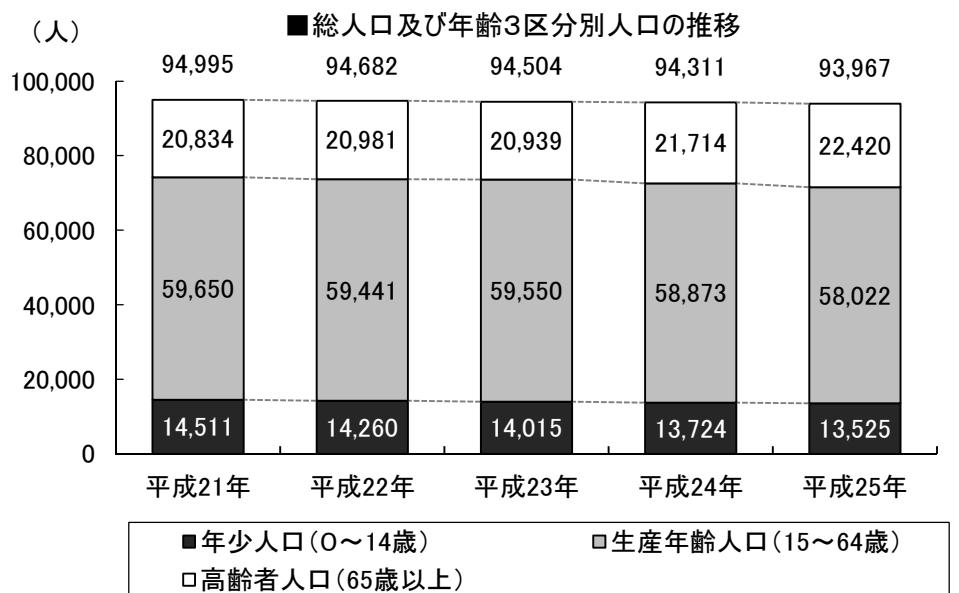
平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度
次世代育成支援 行動計画（前回計画）								
本計画策定							次期計画 (平成32年度～)	

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計による坂井市の状況

(1) 人口の状況

人口の推移をみると、総人口は平成21年以降、減少を続けています。年齢3区分別割合をみると、4年間のうち、年少人口割合は15.3%から14.4%まで減少、高齢者人口割合は21.9%から23.9%まで増加しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

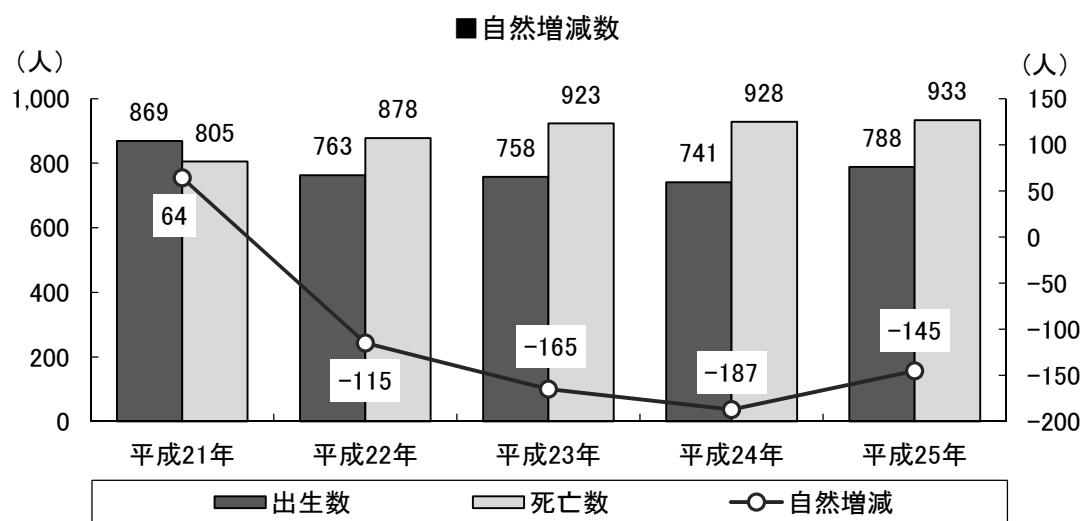
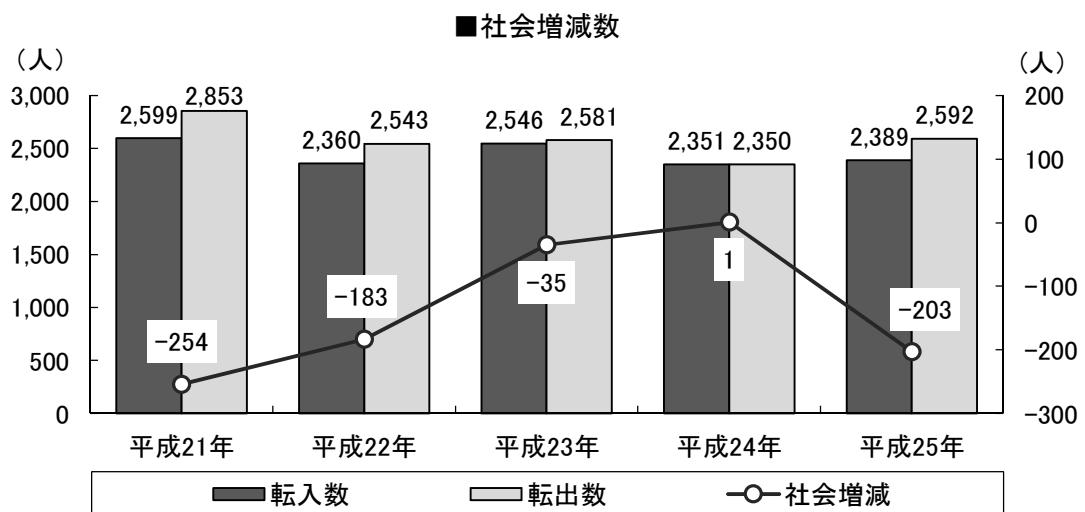


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

※「%」は、それぞれの割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、それぞれの項目の合計値が100.0%にならない場合があります。本計画書のすべてのグラフや表についても同様です。

(2) 人口動態

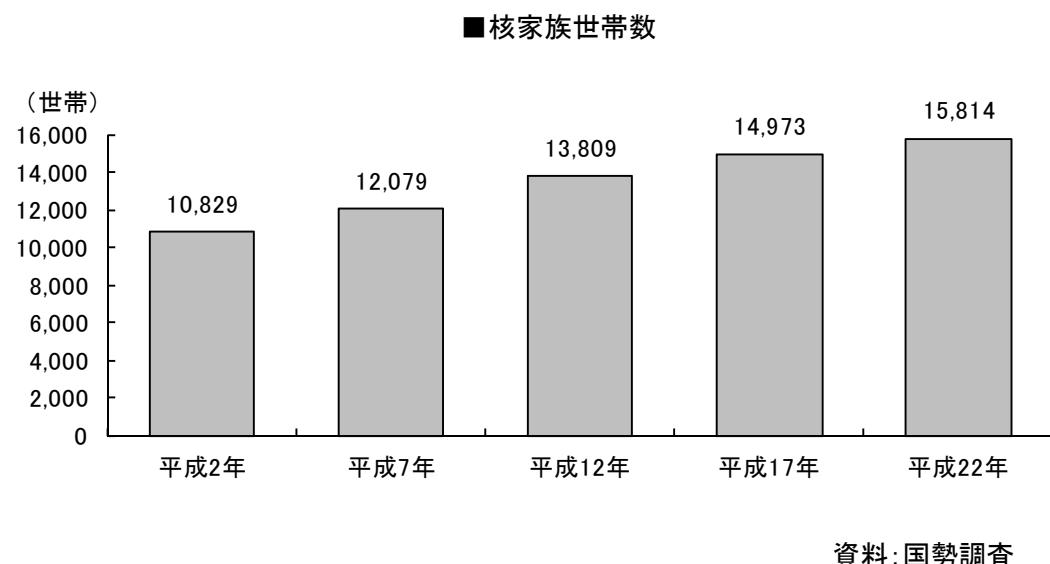
社会増減数をみると、平成 21 年から平成 25 年のうち、平成 24 年は転入数が転出数を上回り 1 人増となっているものの、それ以外の年では、転出数が転入数を上回っています。自然増減数をみると、平成 22 年以降、死亡数が 900 人前後、出生数が 800 人を下回って推移しています。社会動態、自然動態の双方からみて、毎年人口は減少を続けています。



資料：福井県の推計人口

(3) 世帯の状況

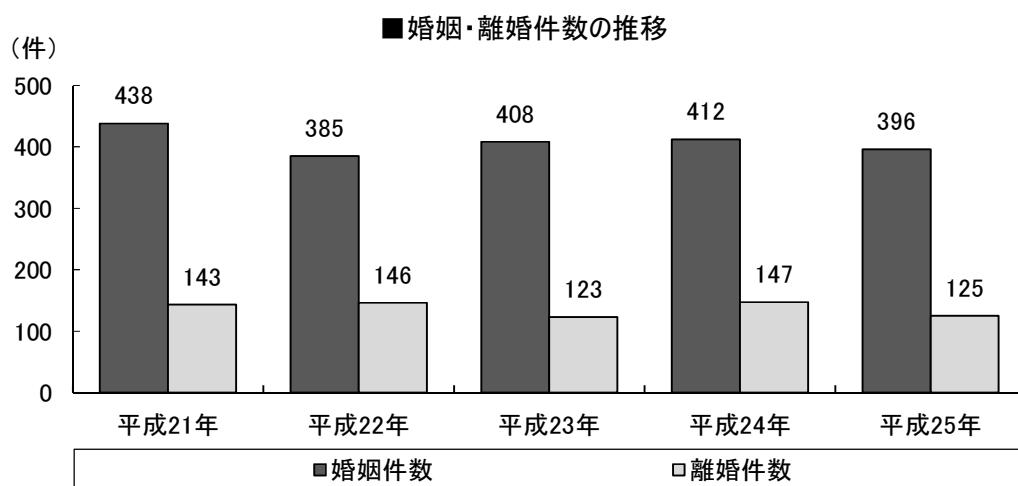
核家族世帯数の推移をみると、過去 20 年間で約 1.5 倍に増加しています。



資料:国勢調査

(4) 婚姻の状況

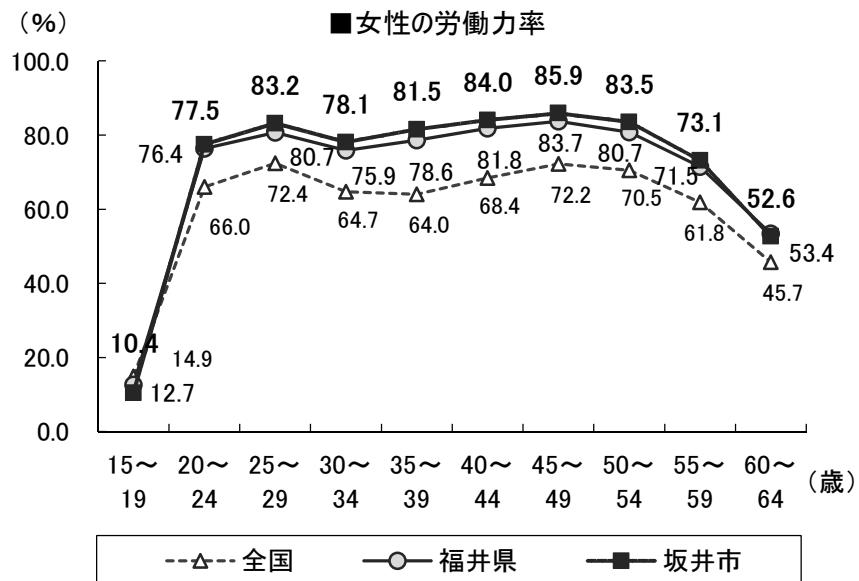
婚姻件数は年間 400 件前後、離婚件数は 120~140 件前後を推移しています。



資料:市民生活課

(5) 女性の就労の状況

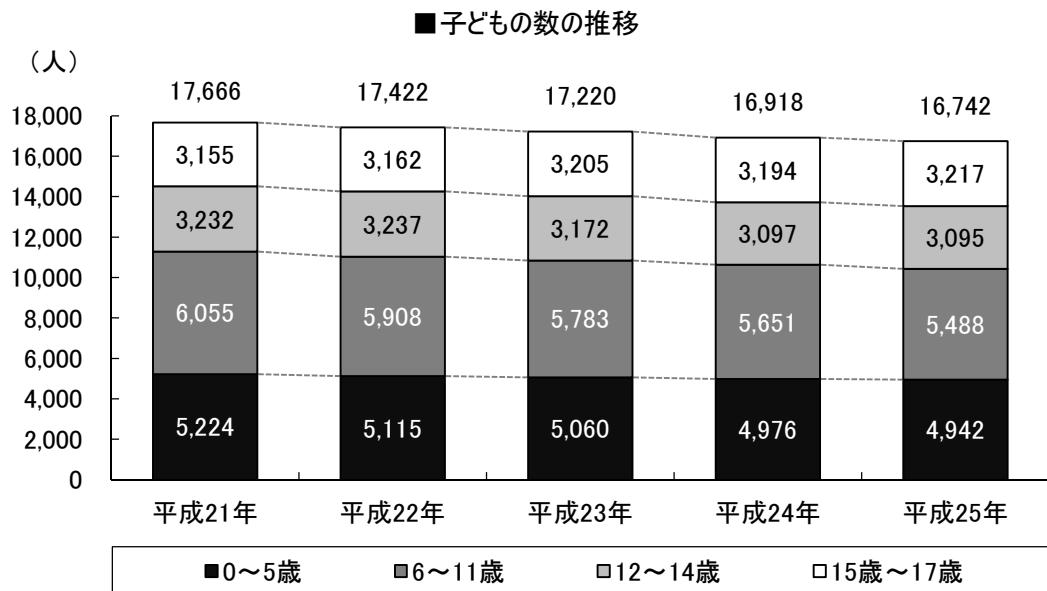
女性の労働力率は、20～59歳までのすべての年代において、全国と福井県を上回っています。



資料:国勢調査(平成 22 年)

(6) 子どもの数の状況

18歳未満の子どもの人口は、年々減少しています。12歳未満については、毎年減少がみられます。



資料:住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

(7) 幼稚園・保育所（園）の状況

幼稚園においては、学級数、利用者数が減少傾向にあります。保育所（園）の定員数は増減しながら推移しており、利用者数は年々増加しています。

■幼稚園の状況

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
幼稚園数<休園含む> (園)	20	20	19	19	19
学級数 (学級)	42	38	38	34	31
利用者数 (人)	587	563	540	556	447
教員数 (人)	84	73	65	59	62
職員数 (人)	0	0	0	0	1
修了者 (人)	416	422	386	379	383
就園率 (%)	47.2	45.0	43.4	42.9	43.4

資料：学校教育課(各年5月1日現在)

■保育所（園）の状況

		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
公立	定員数 (人)	2,305	2,305	2,305	2,095	1,985
	利用者数 (人)	1,948	1,956	2,014	1,862	1,834
私立	定員数 (人)	1,085	1,115	1,115	1,235	1,420
	利用者数 (人)	1,110	1,153	1,157	1,306	1,466
合計	定員数 (人)	3,390	3,420	3,420	3,330	3,405
	利用者数 (人)	3,058	3,109	3,171	3,168	3,300

資料：子育て支援課(各年4月1日現在)

(3歳未満児の利用状況)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
0歳児	公立 (人)	97	132	127	147	135
	私立 (人)	107	123	129	128	147
1歳児	公立 (人)	303	276	285	259	263
	私立 (人)	203	192	192	211	216
2歳児	公立 (人)	392	433	425	399	365
	私立 (人)	241	250	240	280	290
合計	公立 (人)	792	841	837	805	763
	私立 (人)	551	565	561	619	653
総合計 (人)		1,343	1,406	1,398	1,424	1,416

資料：子育て支援課

(障害児保育※・ふれあい保育※の実施状況)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
障害児保育	公立 (人)	11	12	12	13	16
	私立 (人)	9	5	7	6	13
ふれあい保育	公立 (人)	32	26	27	28	32
	私立 (人)	6	6	7	6	16
合計	公立 (人)	43	38	39	41	48
	私立 (人)	15	11	14	12	29
総合計 (人)		58	49	53	53	77

資料：子育て支援課



※障害児保育……障がいのある子どもの健全な社会性の成長発達を促進するため、保育の必要性がある障がいのある子どもを保育所（園）にて健常児とともに集団保育する。

※ふれあい保育…中軽度の障がいのある子どもの健全な社会性の成長発達を促進するため、保育の必要性がある障がいのある子どもを保育所（園）にて健常児とともに集団保育する。

(8) 坂井市の子育て支援事業の状況

延長保育事業は、毎年とも延べ2万人前後の利用がみられます。

■延長保育事業の状況

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
公立	利用延べ人数 (人)	8,218	8,153	8,969	8,828	8,246
私立	利用延べ人数 (人)	12,458	11,064	9,913	12,236	13,171
合計	利用延べ人数 (人)	20,676	19,217	18,882	21,064	21,417

資料:子育て支援課

一時預かり事業の状況をみると、保育所（園）における一時預かりは年間延べ1,000人前後の利用に対し、地域密着型一時預かりの利用者数が毎年大きくのびています。

■一時預かり事業の状況

（保育所（園）における一時預かり）

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
公立	利用延べ人数 (人)	412	292	130	192	93
私立	利用延べ人数 (人)	635	566	868	675	993
合計	利用延べ人数 (人)	1,047	858	998	867	1,086

（地域密着型施設※における一時預かり）

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用延べ人数 (人)		685	1,596	1,793

※地域密着型一時預かりは、平成 23 年 7 月から開始

（すみずみ子育てサポート事業【一時預かり・生活支援】）

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用延べ人数 (人)		1,537	1,387	1,394	1,809	1,971

※平成 21、22 年度は1か所、平成 23 年度以降は2か所で実施

資料:子育て支援課

※地域密着型施設…地域子育て支援拠点や駅周辺等、利便性が高く、児童福祉法施行規則第 36 条の 65 各号に定める条件を満たす施設。坂井市では、地域子育て支援拠点事業を委託している 1 か所の施設が該当し、当該施設で一時預かりを実施している。

その他各種事業の実施状況をみると、病児保育事業の利用者数の増加が顕著となっています。利用ニーズを的確に把握したうえで、受け入れられるように体制を整備していくことが重要です。

■病児保育事業の状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用延べ人数 (人)	263	268	962	1,293	1,395

※平成 21、22 年度は1か所、平成 23 年度以降は2か所で実施

■病後児保育事業の状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用延べ人数 (人)	223	208	333	288	357

※平成 21、22 年度は1か所、平成 23 年度以降は2か所で実施

■体調不良児保育事業の状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用延べ人数 (人)	379	435	320	355	0

※平成 25 年度は看護師の配置ができなかつたため実施なし

■子育て短期支援事業(ショートステイ)の状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用延べ人数 (人)	0	11	31	17	13

※平成 25 年度は看護師の配置ができなかつたため実施なし

■放課後児童クラブの状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
公 立	クラブ数	18	22	23	24
	児童数 (人)	865	790	802	733
民 間	クラブ数	9	9	10	9
	児童数 (人)	390	311	354	320
合 計	クラブ数	27	31	33	33
	児童数 (人)	1,255	1,101	1,156	1,053
※各年4月 1 日現在 登録者数					

■児童館利用の状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
月平均利用者数 (人)	6,088	6,209	5,702	5,570	5,661

資料：子育て支援課

■子育て支援センターの状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
月平均利用者数 (組)	1,421	1,561	1,319	1,351	1,236

※平成 25 年 4 月に 1 か所閉鎖

■つどいの広場事業の状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
月平均利用者数 (組)	380	472	663	789	907

※平成 21、22 年度は 2 か所、平成 23 年度以降は 3 か所で実施

資料：子育て支援課



(9) 小学校の状況

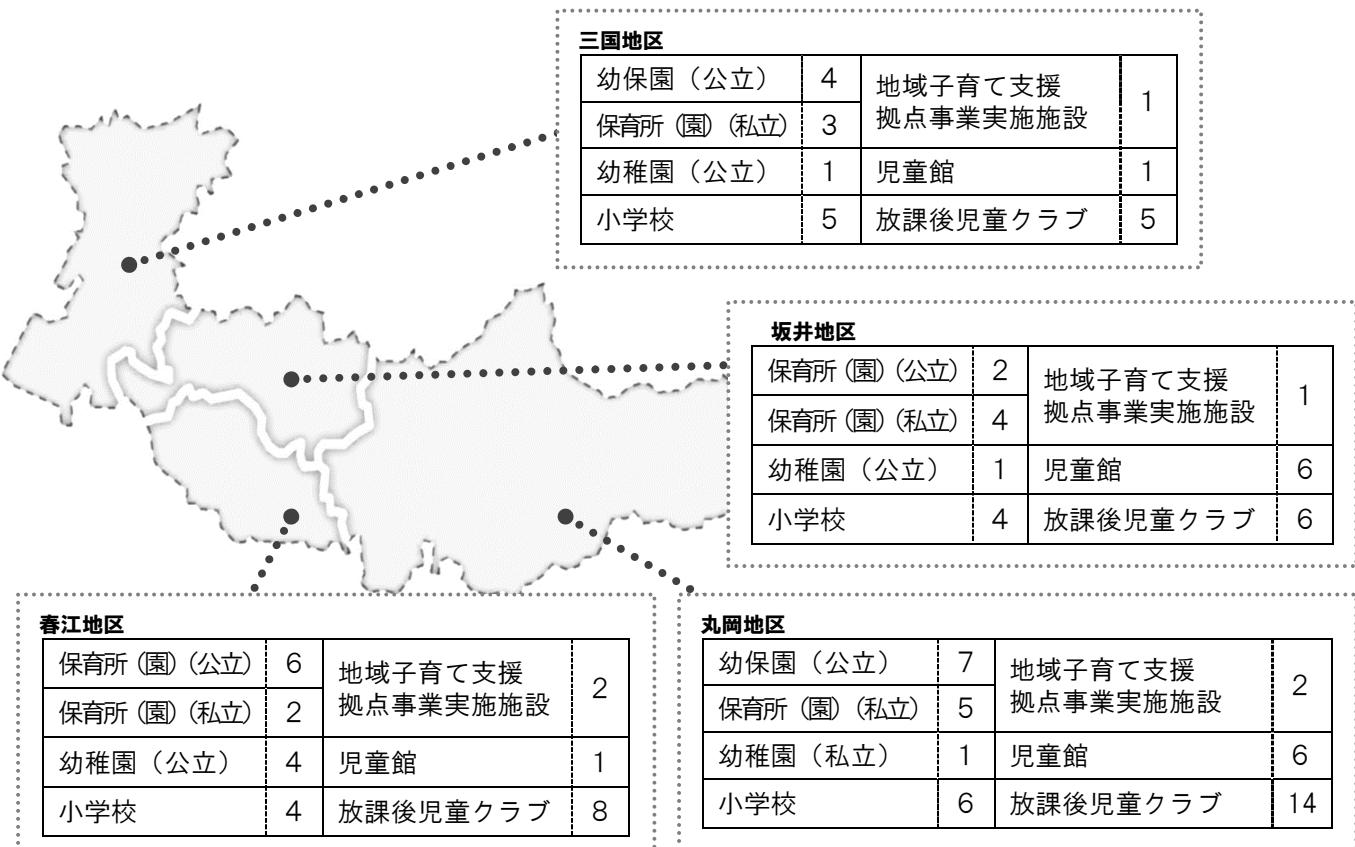
現在坂井市には 19 の小学校（平成 26 年 4 月に 1 校廃校）があり、教員数と児童数にはゆるやかな減少がみられます。

■小学校の状況

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
学校数＜休校含む＞ (校)	20	20	20	20	20
学級数 (学級)	230	230	233	230	229
教員数 (人)	392	389	375	367	365
職員数 (人)	57	80	72	53	54
児童数計 (人)	6,025	5,924	5,764	5,613	5,521
1年生 (人)	881	937	889	883	882
2年生 (人)	1,060	880	939	884	885
3年生 (人)	961	1,060	885	939	884
4年生 (人)	1,029	964	1,057	882	938
5年生 (人)	1,049	1,028	970	1,056	871
6年生 (人)	1,045	1,055	1,024	969	1,061

資料：学校教育課(各年5月1日現在) 出典：福井県学校基本調査

(10) 地区別にみる子育て支援施設の配置状況

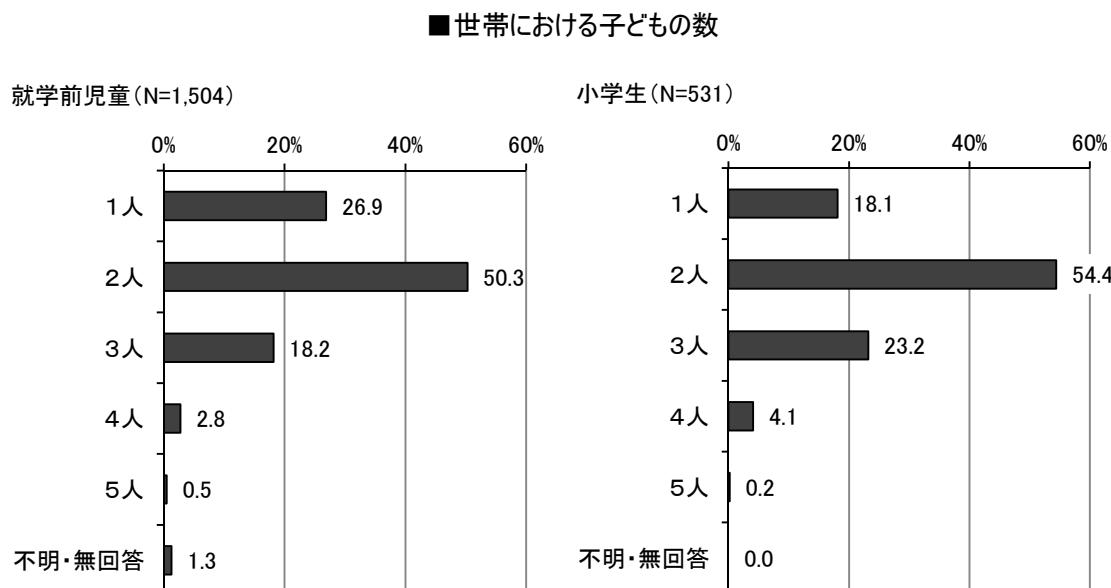
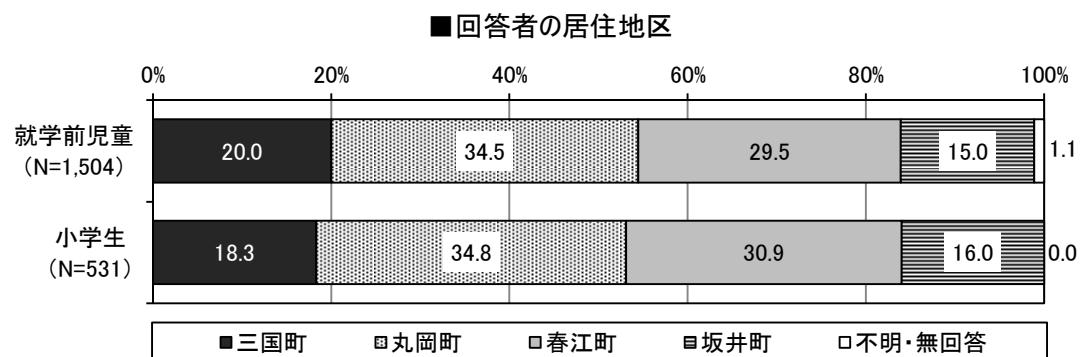


資料：子育て支援課(平成 26 年 4 月 1 日現在)

2 アンケート調査※の結果概要

(1) 回答者の状況

回答者の居住地区をみると、就学前児童・小学生ともに丸岡町が最も多く、坂井町が少なくなっています。各世帯での子どもの数は、就学前児童・小学生ともに「2人」が多くなっています。



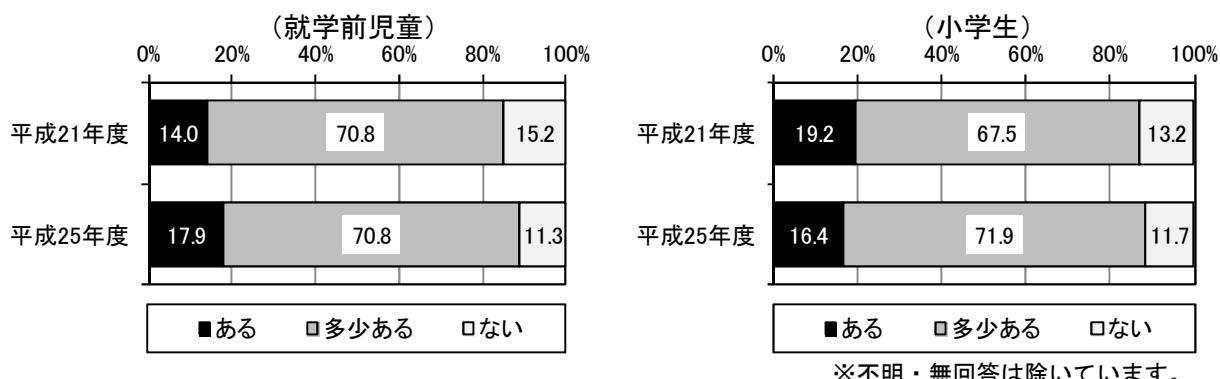
※アンケート調査…平成25年度に、就学前児童または小学生の子どもをもつ保護者に対して実施。本文、グラフ、表とともにそれぞれ「就学前児童」「小学生」と表記する。実施概要については資料編を参照。

(2) 子育ての不安や悩みについて

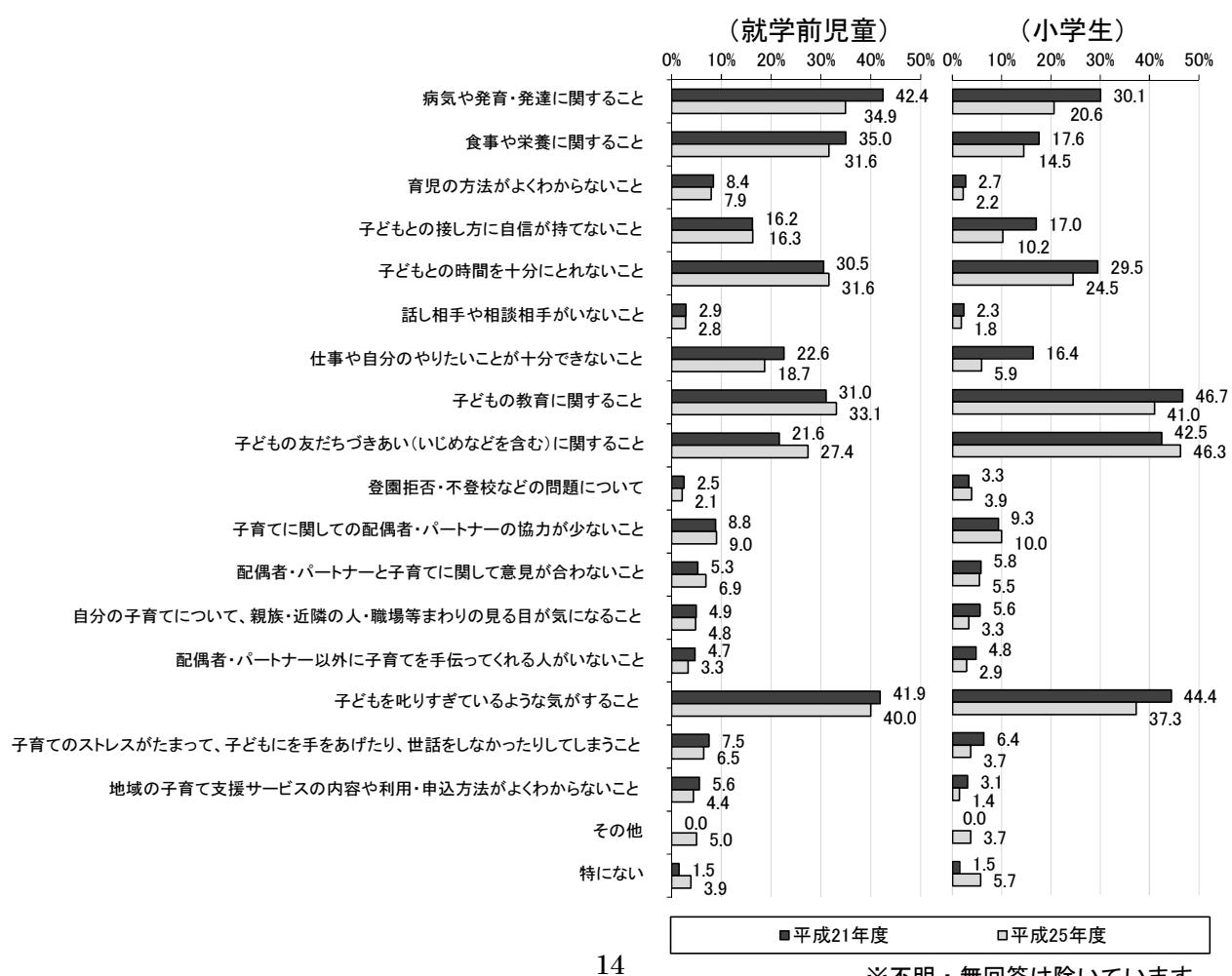
子育ての不安や悩みについて前回計画策定時の調査と比較してみると、「ある」と答えた割合が就学前児童では高く、小学生では低くなっています。

不安や悩みの内容をみると、就学前児童では「育児の方法がよくわからないこと」や「病気や発育・発達に関すること」など、保護者自身の対応に関する不安が小学生と比べて高くなっています。小学生では「子どもの教育に関すること」や「子どもの友だちづきあいに関すること」など、子ども自身の育ち方に関する不安が就学前児童と比べて高くなっています。

■子育ての不安や悩みの有無×経年比較



■子育ての不安や悩みの内容×経年比較

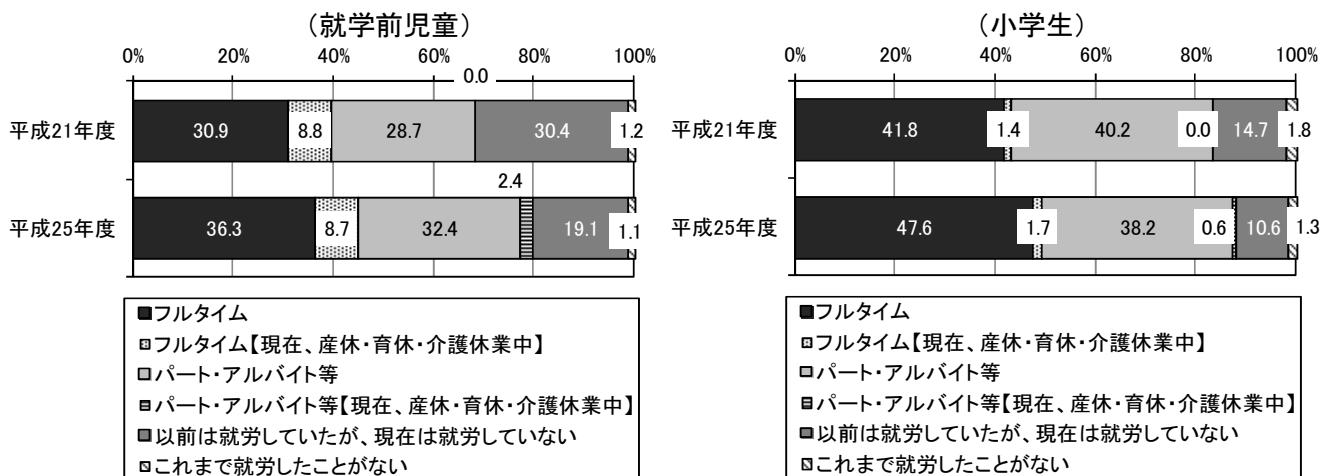


(3) 保護者の就労状況

保護者の就労状況について前回計画策定時の調査と比較してみると、就学前児童、小学生のどちらにおいても母親が就労している割合が高くなっています。特に小学生の母親は、半数近くがフルタイムで働いています。

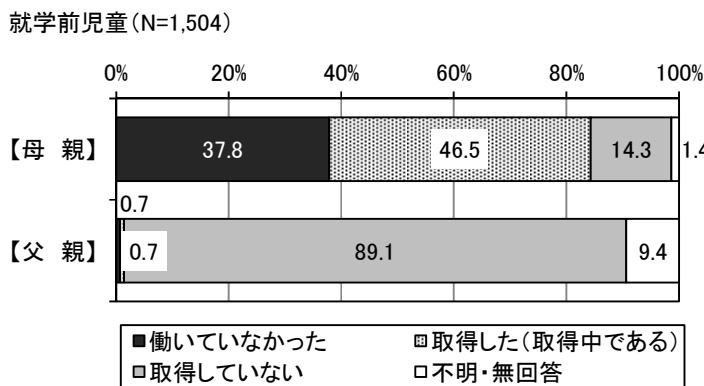
就学前児童の保護者の育休取得状況をみると、母親は4割弱の方が取得している一方で、父親は0.7%に留まっています。育児休業を取得しなかった理由についてみると、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」、父親では「配偶者が育児休業制度を利用した」が最も高くなっています。

■母親の就労状況×経年比較

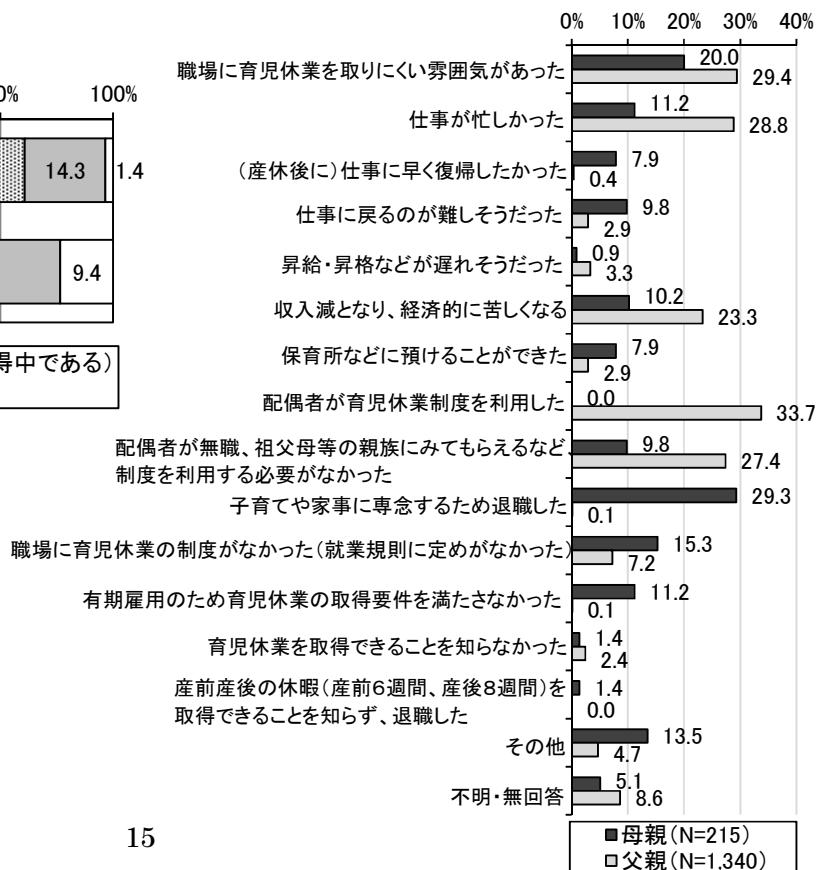


※不明・無回答は除いています。

■育児休業の取得状況

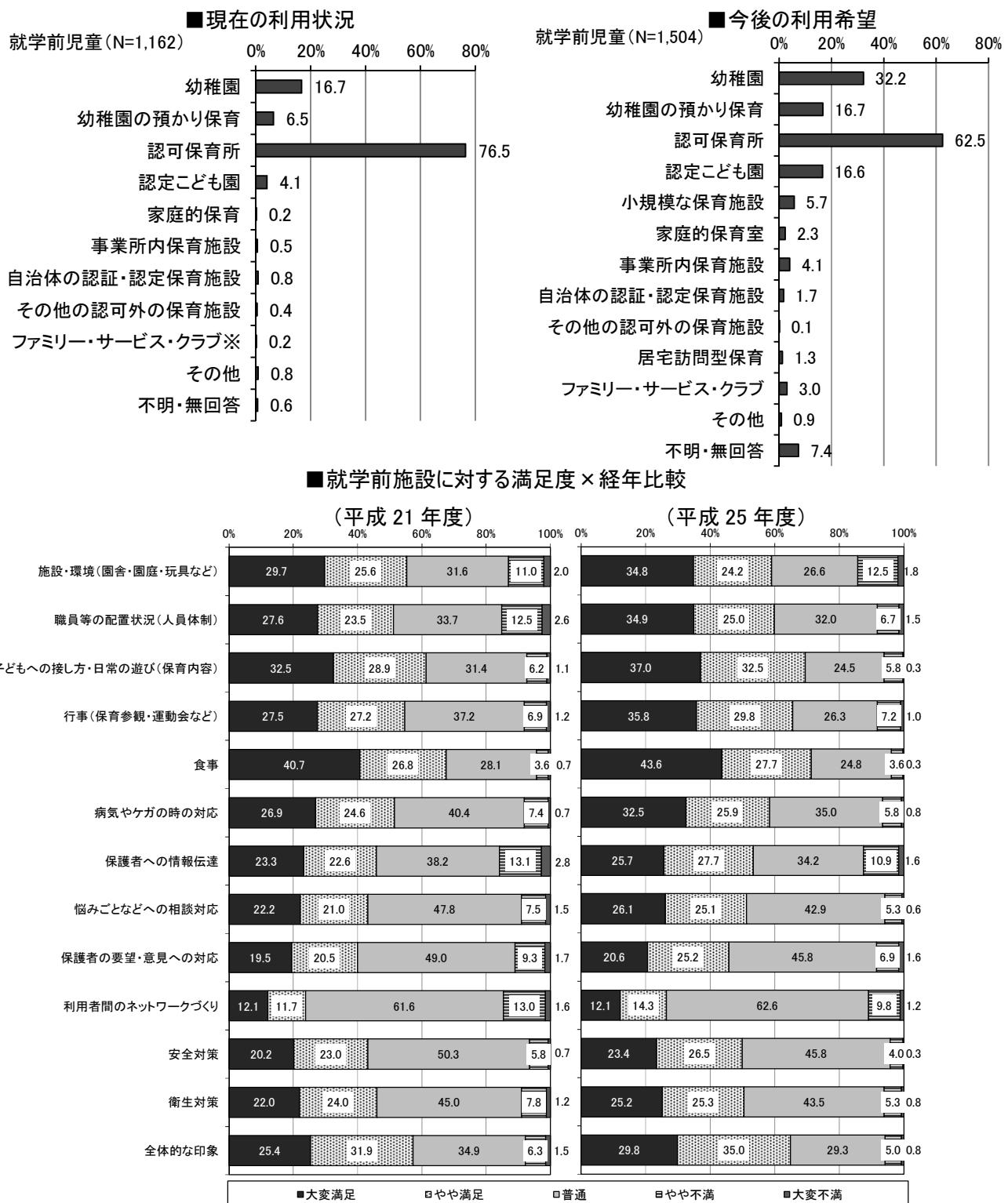


■育児休業を取得しなかった理由



(4) 就学前保育施設の利用状況・利用希望（就学前児童）

就学前保育施設の今後の利用希望についてみると、「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」、「認可保育所」、「認定こども園」の回答が高くなっています。就学前施設に対する満足度について前回の調査と比較してみると、すべての項目において、『満足』（「大変満足」と「やや満足」の合計）という回答に増加がみられます。今後もより一層満足度を高められるよう取り組みを進めていく必要があります。

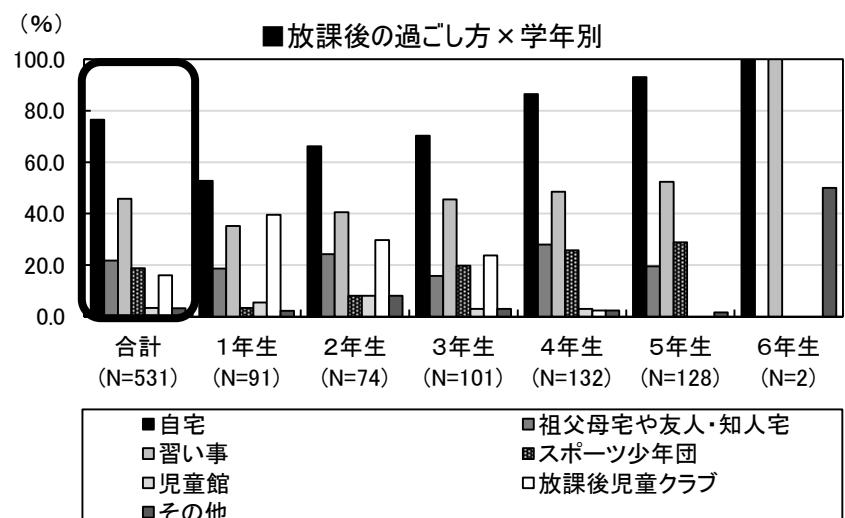


※ファミリー・サービス・クラブ：すみずみ子育てサポート事業の派遣型を実施している事業所。

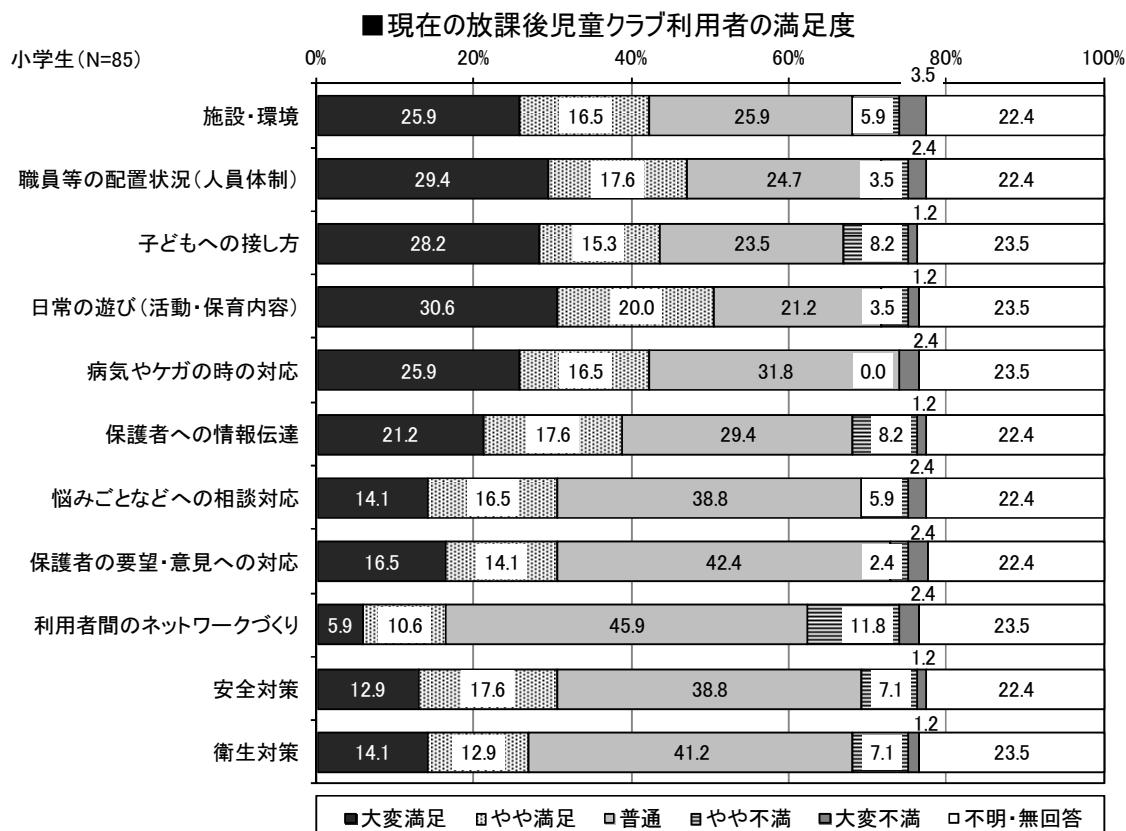
(5) 放課後児童クラブの利用状況（小学生）

小学生の放課後の過ごし方についてみると、放課後児童クラブは1年生から4年生まで利用がみられますが、学年があがるごとに減少しています。

放課後児童クラブ利用者のサービスの満足度についてみると、「日常の遊び」や「職員等の配置状況」、「子どもへの接し方」等、放課後児童クラブの日常的な活動に対する満足度が高くなっています。利用者間のネットワークづくりや相談対応等のサポート面、安全対策や衛生対策等の整備面に関する安心感等についても、今後満足度を高めていくことが大切です。



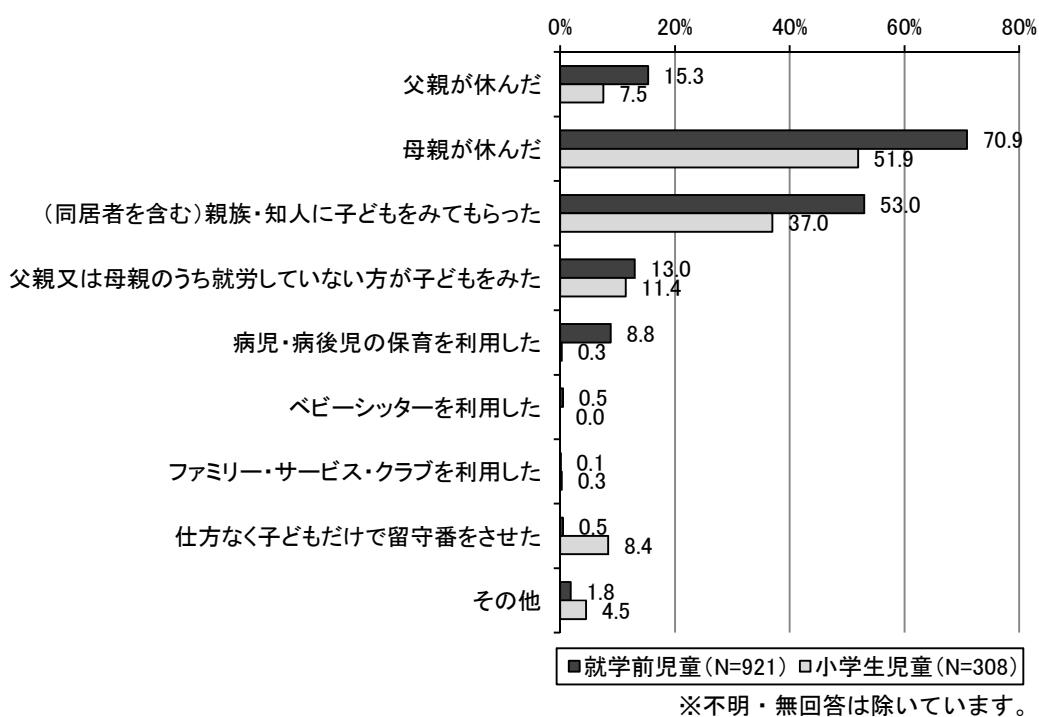
※不明・無回答は除いています。



(6) 病児・病後児保育について

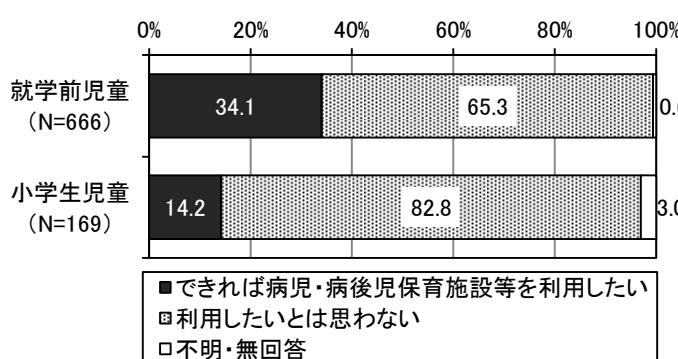
子どもが病気やケガをして、保育所（園）・幼稚園・小学校等に通うことができなくなった際の対応についてみると、「母親が休んだ」が就学前児童、小学生ともに最も高くなっています。そのなかでは、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」という回答もみられ、「幼稚園や保育所（園）等に併設した施設」や「小児科に併設した施設」の希望が高くなっています。

■過去1年間で子どもが病気やケガをした時の対応



■(父親か母親が休んだと回答した方)

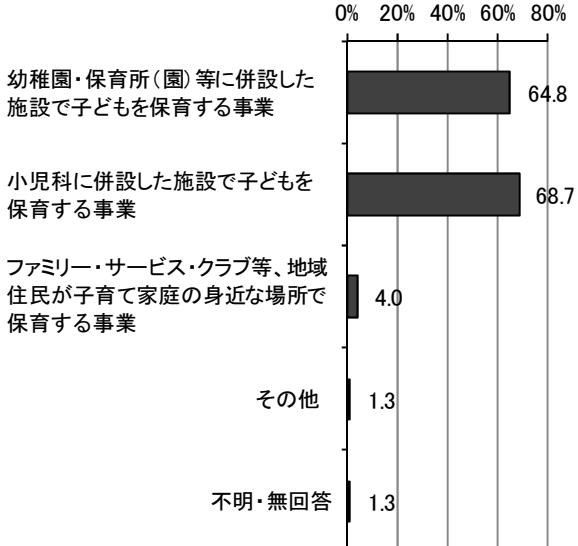
病児・病後児保育施設を利用したいと思ったか



■(できれば病児・病後児保育施設を利用したいと回答した方)

病児・病後児保育の希望する形態(就学前のみ)

就学前児童(N=227)



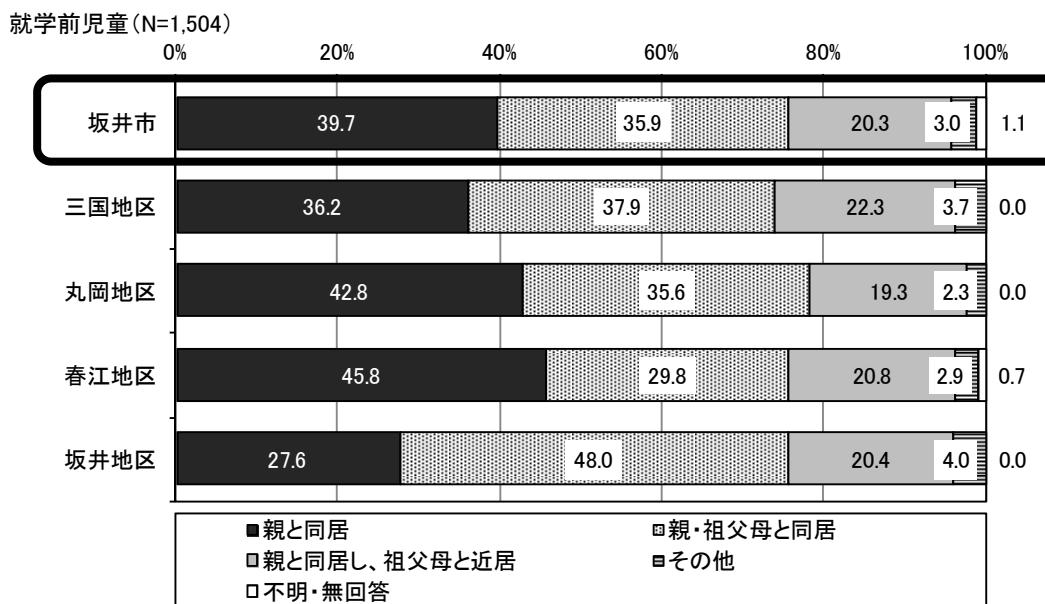
(7) 地区別にみる坂井市の状況（就学前児童）

同居・近居の状況をみると、春江地区では核家族の割合が高く、坂井地区では3世代の同居の割合が高いなど、世帯の構成が地区によって異なることがわかります。

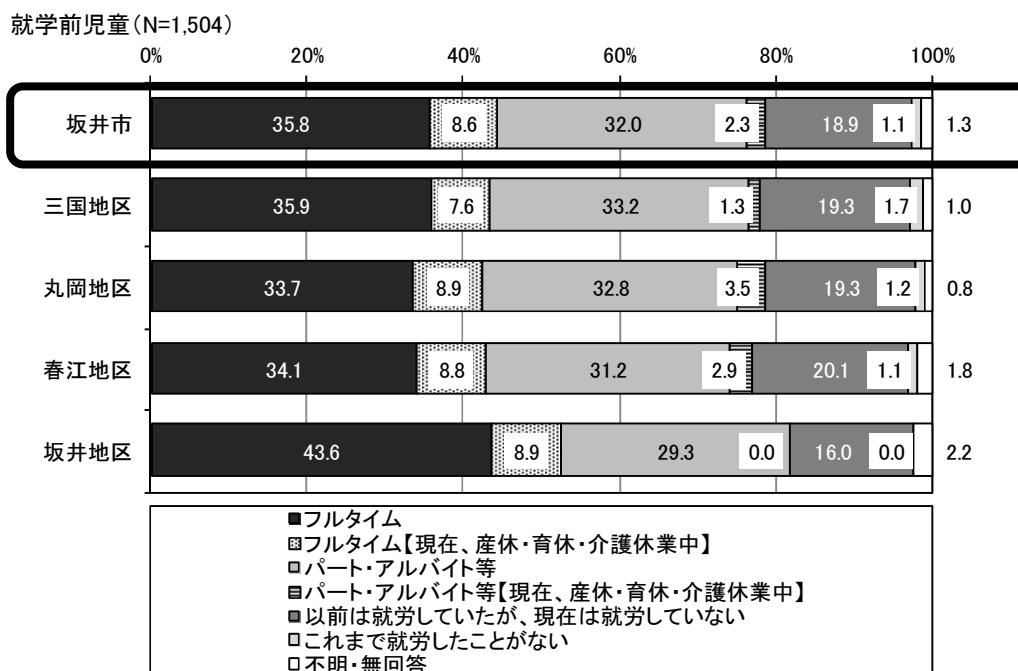
また、母親の就労状況をみると、3世代の同居の割合が最も高い坂井地区では、フルタイムで働く女性の割合が最も高くなっています。

地区ごとに異なる状況を考慮し、きめ細かな子育て支援を考えていく必要があります。

■子どもの同居・近居の状況×地区別



■母親の就労状況×地区別



3 目標事業量に対する達成状況

前回計画の「特定事業に関する目標事業量」に対する最新の実績は以下のとおりです。

事業名	事業内容	目標 (平成 26 年度)	実績 (平成 26 年度見込み)
①通常保育事業 (市内全保育所 (園) 定員数)	保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育ができない子どもを保護者に代わって保育し、豊かな人間性を育み、健全で調和のとれた子どもを育成するために、保育所(園)の適正な運営を行う。	箇所	32
		定員	3,390 人
②特定保育事業	保護者の勤務形態により 1 か月あたり概ね 64 時間以上当該児童を保育することができないと認められる場合、必要に応じ保育を実施する。	設置箇所	2
		定員	25 人
③延長保育事業	保護者の保育時間のニーズに合わせて保育時間の延長を実施する。	設置箇所	30
		定員	300 人
④トワイライトステイ事業	保護者の疾病・出産・看護・事故・災害などで、児童の養育が困難になった場合、夜間に一時的に預けることができる体制を整備する。	箇所	2
⑤休日保育事業	就業形態の多様化に対応するため、休日保育の実施を検討する。	設置箇所	1
		定員	60 人
⑥病児・病後児保育事業	保育所(園)通所児童等が病気の回復期に集団保育が困難な期間、個別の保育を必要とする子どもを保育する。	設置箇所	病児：2 病後児：2
		定員	病児：8 人 病後児：8 人
⑦放課後児童健全育成事業	昼間、保護者のいない小学生を学校で放課後に預かり、健全で充実した生活が送れるよう遊びの指導や生活指導などを行う。	設置箇所	33 クラブ
		定員	1,400 人
			29 か所 33 クラブ
			1,277 人

事業名		事業内容	目標 (平成 26 年度)	実績 (平成 26 年度見込み)
⑧地域子育て支援事業	ひろば型	保育所（園）等の地域の施設を利用して、子育て中の親などが気軽に集い、うち解けた雰囲気のなかで語り合う事で、精神的な安定感をもたらし、問題解決への糸口となる機会を提供する。	箇所	2 3
	センター型	子どもと家庭を支援するネットワークを構築し、子育てに関する総合的な相談に対応する。内容によっては、地域へ出かけて、保健センターや保育所（園）等の専門機関と連携して対応する。	設置箇所	4 3
⑨一時預かり事業		病気等の緊急時や就労等で一時的に家庭での保育が困難な場合、保育所（園）等において一時的に子どもを預かり保育する。	設置箇所	10 14
⑩ショートステイ事業		保護者の疾病・出産・看護・事故・災害などで、児童の養育が困難になった場合一時的に預けることができる体制を整備する。	箇所	2 3
⑪ファミリー・サポート・センター事業		地域のなかでお互いに助け合いながら子育てをする会員組織相互援助活動の実施をめざす。	箇所	1 0



4 各施策目標の達成状況

前回計画の策定時に、各事業に対して設けた目標値を一部抜粋し掲載しています。最新の実績値からみる達成状況は以下のとおりです。

(1) 保健・医療の充実

【◎=目標達成 ○=改善 △=改善できず】

事業名	内容	平成 21 年度実績	平成 26 年度目標	平成 26 年度実績見込み	評価
パパママレッスン (両親学級)	妊娠・出産・育児の正しい知識取得を図り、親としての自覚を促す。(父親の育児参加・夫婦の育児協力を啓発する)	参加率 19%	25%	25.8% (平成 25 年度実績)	◎
乳児健診	発達段階に合わせて健康診査を行い、乳児の健康管理を図る。	2回 (4か月児、 9・10か月児健診)	3回 (1か月児健診追加)	3回	◎
5～6か月児 育児相談	育児不安や悩み解消を図り、乳児の発達段階に応じた育児ができるよう支援する。	育児相談参加率 86%	100%	83.8% (平成 25 年度実績)	△
任意予防接種の助成	予防接種の助成による接種率の向上を図る。 ①インフルエンザ ②おたふく ③ヒブ ④小児用肺炎球菌 ⑤子宮頸がん	新規事業助成額 ① 2,000 円 ② 2,000 円 ③ 8,000 円 ④ 10,000 円 ⑤ 15,000 円	-	助成実施件数 ①3,188 件 (65.7%) ② 744 件 (43.0%) ③3,354 件 (79.3%) ④3,205 件 (79.3%) ⑤ 112 件 (7.9%) (平成 25 年度実績) () 内は接種率 ※③～⑤は、定期予防接種として実施、⑥は、平成 25 年 6 月から接種勧奨差し控え中	-
里帰り出産に対する妊婦乳児 健診助成	県外医療機関で受診した健診の費用助成することで経済的負担を軽減し、母子の健康管理を図る。 ①妊婦健診 ②乳児健診	新規事業 平成 22 年度から実施	-	①47 件 ②35 件 (平成 25 年度実績)	-
AED の設置	小、中学校・保育所(園)・ 公民館等、公共施設をはじめとした市内各所へ AED を設置する。	市内施設 45 箇所	107 箇所	101 箇所 必要な施設に設置完了	◎

(2) 「食育」の推進

事業名	内容	平成 21 年度実績	平成 26 年度目標	平成 26 年度実績見込み	評価
学校給食における 個別アレルギー 対策	個々のアレルギーに対応した給食の代替食の提供ができる地区を増やす。	実施地区 丸岡地区	全地区	丸岡地区 春江地区 坂井地区	○
食育出前講座	市栄養士と食生活改善推進員が幼稚園や保育所(園)等に出向き調理実習を実施する。	講座開催回数 年 10 回	継続実施	年 15 回実施 (平成 25 年度実績)	◎

(3) 学校教育活動の充実

事業名	内容	平成 21 年度実績	平成 26 年度目標	平成 26 年度実績見込み	評価
小学校・中学校の整備	施設整備を計画的に進める。	-	【小】19 校中 14 校 【中】5 校中 4 校	【小】14 校中 9 校 【中】4 校中 3 校	○
学校司書配置事業	司書教諭の全学校での配置をめざす。	23 校	24 校	司書教諭配置 【小】16 校 【中】5 校 司書配置 【中】5 校	△
幼稚園 3 年保育の検討・推進	幼稚園での 3 年保育実施園数の増加を図る。	6 園	14 園	8 園	○

(4) 特別な支援を要する子どもへの支援体制の推進

事業名	内容	平成 21 年度実績	平成 26 年度目標	平成 26 年度実績見込み	評価
保育カウンセラー事業	保育カウンセラーからの適切な指導を受けることができる体制の整備を推進する。	新規事業 平成 22 年度から実施	25 園	・園訪問 33 園 ・子育て支援拠点施設訪問 5箇所	○
学級支援員配置事業	障がいのある子どもや気がかりな子どもが安全・安心に学校生活を過ごせるように支援員を配置する。	32 名 学級支援員等	-	58 名 学級支援員等	○

(5) 多様な活動の機会の提供

事業名	内容	平成 21 年度実績	平成 26 年度目標	平成 26 年度実績見込み	評価
青少年健全育成事業	青少年育成坂井市民会議を中心として、広く市民の総意を結集し、次代を担う青少年の健全な育成を図る。	111 事業	115 事業	113 事業 (平成 25 年度実績)	○
放課後子ども教室事業	公民館を利用した放課後子ども教室の実施数の増加を図る。	19 教室	26 教室	25 教室 (平成 25 年度実績)	○
放課後児童クラブ事業	利用ニーズが増加しているため、これに応えるための施設面の整備と受け入れ態勢の充実を図る。	31 クラブ	33 クラブ	33 クラブ	○
スポーツ少年団事業（62 団体）	多様なスポーツの紹介を行い、団員数の増加を図る。	1,838 人	1,900 人	1,844 人 (平成 25 年度実績)	○
家庭教育推進（子育て講演会）事業	子育て講演会の実施校を増やす。	15 校	19 校	15 校 (平成 25 年度実績)	△
心の家庭教育支援事業	家庭の教育力向上のため、「坂井市家庭教育支援チーム」による子育て支援を開催する学校区を増やす。	1 校	4 校	14 校 (平成 25 年度実績)	○
子どもの読書活動推進事業	おはなし会参加人数の増加を図る。	2,426 人	3,100 人	3,160 人 (平成 25 年度実績)	○

(6) 次世代の親に向けての教育

事業名	内容	平成21年度実績	平成26年度目標	平成26年度実績見込み	評価
成人式事業	新成人の門出を祝うとともに、次世代の親としての意識を啓発する。	参加率 82.5%	90%	80.9% (平成25年度実績)	△
思春期教室	助産師や医師による性教育や命の大切さについての講義を開催する。	5回実施	継続実施	9回実施 (平成25年度実績)	○

(7) 子育て家庭に対する経済的支援の充実

事業名	内容	平成21年度実績	平成26年度目標	平成26年度実績見込み	評価
子育てすくすく支援商品券支給事業	多子世帯における経済的負担の軽減、市内事業者や商店の経済活性化を図る。	新規事業 平成23年度から実施	交付率 100%	100%	○
子ども医療費助成事業	医療費の一部を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図る。対象年齢の引き上げを検討する。	未就学児対象	対象を小6まで 引き上げ	中3まで完全実施	◎

(8) 保育サービスの充実

事業名	内容	平成21年度実績	平成26年度目標	平成26年度実績見込み	評価
公立保育所民営化事業	保護者への説明や、理解を得ることなど住民意識を踏まえた上で事業を推進する。	私立 11か所	16か所	14か所	○
幼保一元（こども園）化事業	少子化により公立幼稚園のなかに少人数学級の園があることや施設の老朽化が進んでいることから、保育所（園）・幼稚園における幼児教育の一元的推進を図る。	5か所	20か所	8か所	○

(9) 男女がともに子育てを担う

事業名	内容	平成21年度実績	平成26年度目標	平成26年度実績見込み	評価
父親の子育て推進事業	父親が集まって子育てについての情報交換できる機会を設ける。	新規事業	—	年4回 (平成25年度実績) パパママレッスンと同時実施	◎

(10) 活動拠点の充実

事業名	内容	平成 21 年度実績	平成 26 年度目標	平成 26 年度実績見込み	評価
公民館活動事業	地域住民の理解と協力・利用をより充実させる。	利用者数 347,440 人	349,808 人	416,304 人 (平成 25 年度実績)	◎
スポーツ施設の整備	老朽化が進んだ施設については改修を行う。	整備対象 6 施設あり	6 施設すべて整備	平成 22 年、 平成 23 年に 1 か所ずつ改修	○
児童館活動事業	地域の児童に健全な遊び場として開放し、健康の増進、豊かな情操を育む。子ども会などの諸団体と連携し、地域における健全育成活動の拠点となるよう進める。	14 児童館 月平均利用者数 6,088 人 (平成 21 年 1 月～12 月)	14 児童館	14 児童館 月平均利用者数 5,661 人 (平成 25 年 1 月～12 月)	△

(11) 安全なまちづくり

事業名	内容	平成 21 年度実績	平成 26 年度目標	平成 26 年度実績見込み	評価
交通指導員の配置	適切な指導員数の設置をする。	指導員数 60 人	64 人	56 人	△
防犯パトロール	警察や地域住民との連携のもとで防犯隊員数の増加を図る。	支隊数：19 支隊 隊員数：195 人	21 支隊 210 人	210 人	◎
愛護センター事業	専任補導員による巡回点検や訪問を実施する。	延べ執務回数 1,163 回	1,200 回	1,350 回 (平成 25 年度実績)	◎

(12) 地域に暮らす市民のネットワーク形成

事業名	内容	平成 21 年度実績	平成 26 年度目標	平成 26 年度実績見込み	評価
ファミリー・サポート・センター事業	地域のなかでお互いに助け合いながら子育てをする会員組織相互援助活動の実施をめざす。	新規事業	1 か所	すみづみ子育てサポート事業（派遣型）で対応しているため、実施なし	△
協働のまちづくり事業への助成	まちづくり協議会に対する財政的な支援を強化する。	交付金の額 30,250 千円	予算額 46,600 千円	46,400 千円	◎

第2部

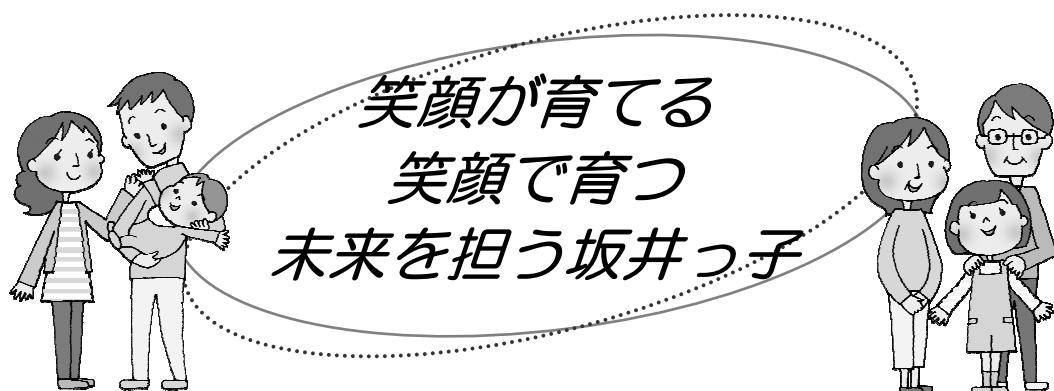
各論

第3章 計画の基本的な考え方

1 子ども・子育ての基本理念

これまでの子育て支援施策は、保護者による「子育て」を支援することを目的とするものが主となっていました。平成27年度からの新制度施行にあたり、国から提示されている基本指針においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会がめざされています。今後は一層、「子どもにとっての幸せ」という視点を強化し、施策を開拓していくことが求められます。

「みんなが『笑顔』で暮らせるまち」をめざす坂井市では、子どもの笑顔を育んでいくことが「子どもにとっての幸せ」の実現につながると考えます。家庭や地域の人々が子育てを楽しむことによって、その笑顔が子どもをいきいきと育てます。そしてその子ども自身が笑顔で育つことで、未来の坂井市の魅力と活気につながっていきます。笑顔であふれる坂井市をめざし、以下の基本理念を掲げます。



坂井市では、市民と市とが自治の主体としてともに考え、ともに行動する協働のまちづくりを推進していくため、「坂井市まちづくり基本条例」を施行しています。また、平成26年度から『人口減少対策本部』を設置し、「人口減対策」と「選ばれる都市づくり」を柱に、定住促進や少子高齢化対策を進め、また若者に対して市の魅力を発信するため、施策検討を進めています。

子どもたちが笑顔で健やかに成長し、家庭も、まちも笑顔になることをめざすとともに、子どもたちが坂井市で育ったことを誇りに思い「自分も坂井市で子育てがしたい」と思えるまちをめざし、地域全体、まち全体で、子ども・子育てを支援します。

2 基本的視点

本計画では、基本理念に基づき計画を具体的に推進していくため、基本的視点を以下のとおり定めます。基本的視点は、前回計画における考え方には、子ども・子育て支援法が掲げる考え方などを取り入れていくものとします。

基本的視点Ⅰ 子どもが笑顔で育つまち

子どもの心身の健全な発達・育成のため、成長段階に沿った教育・保育を提供し、総合的に支援していくことが大切です。また、子どもの健康を守るため、健診・医療の充実や食育の推進を図ります。

基本的視点Ⅱ 家庭が笑顔で育つまち

子どもの生活や成長を一番近くで支える家庭も、生活に喜びや幸福を感じながら子どもとともに成長していくことが大切です。

子育ての第一義的責任を担う保護者の「子育て力」の向上をめざし、子育てに関する学びの場・交流の場の提供、男女が協力し合って子育ての喜びを共有するという意識の醸成、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発が求められます。さらに、特別な支援が必要な家庭については、きめ細かな支援の実施が重要です。

基本的視点Ⅲ 地域が笑顔で育つまち

地域において子どもがのびのび成長するためには、安心して遊んだり、安心して通園・通学したりできる環境が必要です。幼稚園や保育園、学校、地域などの関係機関が連携し、地域全体で交通安全や防犯について配慮していくことも重要です。

また、市民が子育て支援にかかわることのできる機会を提供し、子育てを通じて地域全体が成長できるまちをめざします。

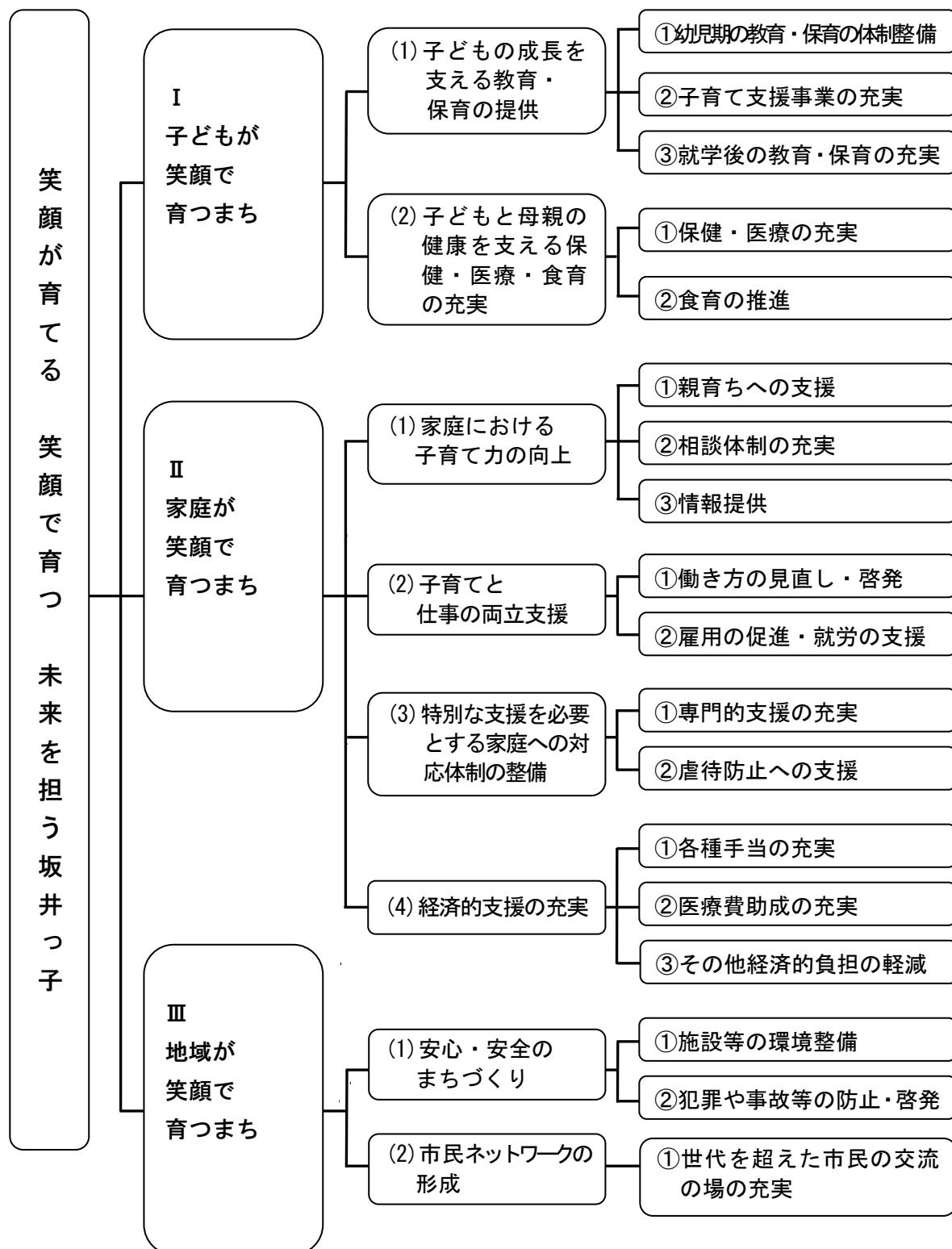
3 施策の体系

基本理念

基本的視点

基本目標

施策の方向



第4章 基本施策の展開

1 子どもが笑顔で育つまち

現状と課題

国では、平成24年8月、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立しました。これに加え、平成27年度までの時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」がさらに10年間延長されることが決まりました。各市町村には、あらゆる面において、子どもと子育てを、質と量の両面から支援していく体制の整備が求められています。

坂井市はこれまで、子育てをしながら働く女性が増え、保育の必要性が高くなっているなかで、子育てしやすいまちをめざして保育の充実に力を入れてきました。アンケートの自由回答では、子育て支援の充実に感謝している、今後も期待している、との声が多く、保育の充実を図ってきた成果がみられます。

一方でアンケート結果からは、すべての子どもにサービスを受ける機会を平等に与えて欲しい、という声も多くみられました。また保育所（園）児の保護者から、教育を受けさせたい、という意向がみえるなど、保育の必要性だけでなく、教育に対するニーズも高まっています。今後は保護者の就労の有無にかかわらず、すべての子どもたちが平等な機会のもとで質の高い教育と保育を受けることができるよう、整備を進める必要があります。一時預かりや延長保育、病児保育などについても、質・量の両面からのより一層の充実を図っていく必要があります。

また、心身ともに元気な子どもが育つためには、健康面・医療面でのサポートも重要です。坂井市は平成26年11月に「坂井市健康都市」を宣言し、その一つの柱として「次世代の健康づくり」を掲げています。妊娠・出産・育児を総合的にサポートし、母子へのきめ細かな支援を行うとともに、子どもに対する各種健診の充実や各園・各学校での保健・健康に関する啓発、給食等を通じた食育の推進などに努め、子どものころから、こころとからだの健康の基礎をつくることが重要です。

坂井市で生まれ大きくなっていく子どもたちが笑顔ですくすくと育つまちをめざし、“子どもが主役”という視点で、子育て支援の充実を図っていくことが大切です。

(1) 子どもの成長を支える教育・保育の提供

保護者の就労意向の増大や就労形態、生活スタイルが多様化し、保育需要が拡大するなかでも、量的な充実だけでなく、保幼小連携・幼保一元（こども園）化を含めた教育・保育の質的な向上をめざします。

①幼児期の教育・保育の体制整備

番号	事業名	事業内容	担当課
1	幼保一元（こども園）化事業	教育・保育の一体的提供により、保護者の就労等にかかわらずすべての子どもたちが平等な機会のもとで幼児期を過ごすことができるよう、幼保一元（こども園）化整備計画をもとに事業を推進する。	子育て支援課 教育総務課
2	幼稚園3年保育の推進	幼保一元（こども園）化整備計画及び坂井市幼児教育指針に基づき、望ましい幼児教育のあり方について再編を図る。平成25年度から、3年保育の幼保園の短時部として開園している。	教育総務課 学校教育課 子育て支援課
3	保育所（園）の運営（通常保育）	保護者の就労や疾病などにより、保育が必要な子どもを保護者に代わって保育し、豊かな人間性を育み、健全で調和のとれた子どもを育成するために、保育所（園）の適正な運営を行う。	子育て支援課
4	保幼小の連携の推進	保育所（園）、幼稚園、小学校等が連絡を取り合える関係づくりを検討し支援する。各小学校区で作成する保幼小接続カリキュラムを活用して連携・交流を進める。	学校教育課

②子育て支援事業の充実

番号	事業名	事業内容	担当課
5	乳幼児期における読書活動事業	乳幼児期における本と出会う機会の充実を図るために、乳児を育む保護者に対して読書活動の重要性についての啓発、情報提供を行うことを趣旨としたブックスタート事業を行う。	図書館
6	子どもの読書活動推進事業	子どもが自主的に読書に親しむ機会を提供するための環境づくりと、読書活動への理解と関心を深める啓発、広報活動を実施する。	図書館
7	障害児保育事業の充実	障がいがあってもより良い保育サービスを受けられるよう、内容の充実を図る。	子育て支援課

番号	事業名	事業内容	担当課
8	保育カウンセラー事業	気がかりな子どもへの専門的な理解を深め、障害児保育の推進とサポート支援体制の確立を図るために保育カウンセラーを配置し、保育所（園）を巡回して保育士、保護者への支援にあたる。	子育て支援課
9	障害児通所支援事業	障がいのある子どもが専門的な施設等に通い、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練・支援を受ける。	子育て支援課
10	地域子育て支援拠点事業	保健センターや保育所（園）等の専門機関と連携して、子ども同士が遊んだり、子育て中の親などが気軽に集い、うち解けた雰囲気のなかで語り合ったりする機会を提供する。また、子どもと家庭を支援するネットワークを構築し、子育てに関する総合的な相談に対応する。	子育て支援課
11	保育所（園）地域活動事業	保育所（園）において、地域の需要に応じた幅広い活動を行う。	子育て支援課
12	保育所（園）の一般開放	在宅児の親子に遊び場の提供や育児相談を実施する。	子育て支援課
13	延長保育事業	保護者の保育時間のニーズに合わせて保育時間の延長を実施する。	子育て支援課
14	休日保育事業	就業形態の多様化に対応するため、休日保育の実施を検討する。	子育て支援課
15	乳児保育事業	保護者の就労条件等から産後8週からの入所を受け入れる。	子育て支援課
16	病児・病後児保育事業	保育所（園）に通所する児童等が病気の回復期に集団保育が困難な期間、個別の保育を必要とする子どもを保育する。	子育て支援課
17	子育て短期支援事業 (ショートステイ) (トワイライトステイ)	保護者の疾病・出産・看護・事故・災害等で、児童の養育が困難になった場合一時的に預けることができる体制を確保する。	子育て支援課
18	一時預かり事業	病気等の緊急時や就労等で一時的に家庭での保育が困難な場合、保育所（園）等において一時的に子どもを預かり保育する。	子育て支援課
19	すみずみ子育てサポート事業の推進 (施設型・派遣型)	保護者が、疾病、事故、冠婚葬祭、就職活動、公的行事参加などで、家庭で一時的に養育できない場合に、一時預かりや家事手伝いなどを行う。	子育て支援課
20	ファミリー・サポート・センター事業	地域のなかでお互いに助け合いながら子育てをする会員組織相互援助活動について、ニーズに応じて検討する。	子育て支援課
21	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の親の一時的な病気や技能習得のための通学、就職活動、冠婚葬祭等により、日常生活で困った時、育児や食事の世話等を行う家庭生活支援員を派遣する。	子育て支援課

番号	事業名	事業内容	担当課
22	公立保育所民営化事業	市民の多様な保育ニーズに対し、迅速・的確な保育サービスを提供するため、民間の活力を導入する。	子育て支援課
23	民間保育園 施設整備補助事業	民間保育園が行う対象児童の拡大、保育サービスの充実、環境の整備のために行う施設整備に対して補助する。	子育て支援課
24	児童福祉施設 耐震化整備事業	児童の大切な生命を預かっている保育所（園）等の安全確保を行っていくために、老朽化した建物について、年次計画をたて順次、診断と整備を行う。	子育て支援課
25	里親制度の推進	里親制度について広く住民に啓発し里親登録を推進するとともに、里親を支援していく体制を整備する。	子育て支援課

③就学後の教育・保育の充実

番号	事業名	事業内容	担当課
26	放課後児童クラブ 事業	昼間、保護者のいない小学生を学校等で放課後に預かり、健全で充実した生活が送れるよう遊びの指導や生活指導などを行う。	子育て支援課
27	放課後子ども教室 事業	放課後や週末等に、地域の方々の参画を得て、学校・公民館などを利用し子どもの居場所づくりを行う。	生涯学習 スポーツ課
28	「放課後子ども総合 プラン」の推進	国の「放課後子ども総合プラン」の推進に伴い、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な提供について検討を進める。	子育て支援課 生涯学習 スポーツ課
29	特別教育支援事業	心身に障がいのある幼児及び児童・生徒の教育に関して、総合的で科学的な判断を行い適正な就学指導を図る。	学校教育課
30	学級運営支援事業	障がいのある子どもや気がかりな子どもが安全・円滑に学校生活を過ごせるよう、必要に応じ支援員を配置する。	学校教育課
31	学校図書館支援事業	政令で定める規模以下の学校においては司書教諭を置かないことができると定められているが、学校図書館運営の充実のため、各学校に司書教諭を配置することにより、児童・生徒の読書活動の推進を図る。	学校教育課
32	地域ふれあい交流 事業	どろんこ教室等の体験学習を通し、子ども達の交流、地域との交流、学校間の交流を図る。	学校教育課
33	わんぱく少年団事業	自然のなかで行われるさまざまな活動を通して、生涯にわたって自然に親しみ、豊かな人生を送るために基礎や手段を学ぶ。	生涯学習 スポーツ課
34	スポーツ少年団事業	多くの子どもたちにスポーツをすることの楽しさと喜びを与え、スポーツを通して子どもたちの心と体を育てる。	生涯学習 スポーツ課
35	文化芸術による子ど もの育成事業	小中学校において、芸術家の公演等を行うことで、子どもたちの優れた文化芸術の創造に資することを目的とし、文化芸術を通して豊かな人間形成を図る。	文化課

(2) 子どもと母親の健康を支える保健・医療・食育の充実

子どもと母親の健康づくりのために、妊娠期から継続した育児支援を展開し健康診査や相談事業等の充実を図ります。また、それらの機会を活用し、基本的な生活習慣や食生活等に関する正しい知識の普及に努めます。

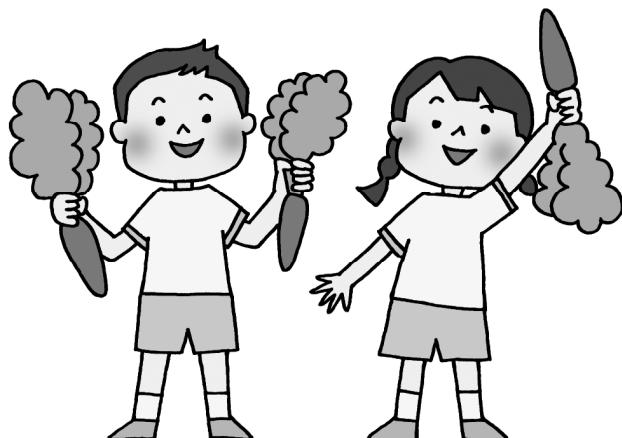
①保健・医療の充実

番号	事業名	事業内容	担当課
36	母子健康手帳（親子手帳）の交付	母子健康手帳（親子手帳）の交付を行い母子の健康管理に役立てる。また、交付と同時に妊婦相談を実施する。	健康増進課
37	母子推進員による母子の健康づくり推進	母子の健康増進を図り、健康で明るい家庭づくりを推進する。	健康増進課
38	妊婦健診の助成	妊娠期の健康管理のため、全妊婦に医療機関での健診受診について助成する。	健康増進課
39	特定不妊治療費の助成	特定不妊治療に要する経済的負担を軽減することで不妊に悩む夫婦の妊娠・出産を支援する。	健康増進課
40	里帰り出産に対する妊婦乳児健診の助成	里帰り出産に対し、県外受診の妊婦健診及び1か月乳児健診費用の助成を実施し、妊婦等の健康管理に役立てる。	健康増進課
41	乳幼児健診	総合的な健診を行い、疾病の早期発見及び乳児の健全育成や保護者への育児支援を図る。また子どもにとって適切な生活習慣を確立できるよう、知識の普及に努める。	健康増進課
42	乳幼児歯科保健事業	保護者に対し、乳歯の頃からの虫歯予防について知識の普及を図る。	健康増進課
43	5～6か月育児相談	離乳食の開始時期に合わせて実施し、乳児の成長発達を確認する。また、アンケートを実施し子育てについての不安解消に役立てる。赤ちゃん訪問時に相談会の内容を説明し、参加をすすめる。	健康増進課
44	発達相談 (ひまわり相談)	子どもの言葉遅れや情緒面での発達の不安などに対して小児科医など専門のスタッフが個別に相談を受け必要時は療育専門機関へつなげる。	健康増進課
45	予防接種の充実	感染症の予防及び蔓延を防ぐため予防接種法に基づき実施する。	健康増進課
46	任意予防接種の助成	任意予防接種に対して助成することで、接種率を高め、感染症の予防及び蔓延を防ぐ。	健康増進課

番号	事業名	事業内容	担当課
47	児童生徒健康管理事業	保育所（園）、幼稚園等や小中学校において、健康観察や健康診断等を通して、児童生徒の健康維持・増進に努める。	子育て支援課 学校教育課
48	医療機能の充実	高度な診療や治療に対応できる医療機器の導入及び更新を図る。	三国病院
49	緊急医療対策事業	地域内医療機関をはじめとする病院と一般診療所の連携、消防との連絡体制を強化しながら、夜間・休日等の救急時の医療体制を確保する。	三国病院
50	小児救急医療支援事業	小児救急医療を担う機関に対し支援を行うことで、小児救急医療体制の充実を図る。	健康増進課

②食育の推進

番号	事業名	事業内容	担当課
51	食育出前講座	幼児に五感（見る・聞く・触る・嗅ぐ・味わう）を活用した調理体験を通して食べ物や調理に興味を持たせ、今後の食習慣形成の土台をつくる。	健康増進課
52	食生活改善推進員活動事業	健康的な食生活習慣普及や食育推進のため、地域に根付いた活動で栄養・食生活に関する知識を普及する。	健康増進課
53	食育活動事業	給食時間等の指導を通して子どもの健康、心の健全育成を図る。また、子どもがより身近に実感をもって地域の自然、食文化、産業等についての理解を深め、食べ物への感謝の気持ちを抱けるよう、地場産物の利用拡大を図る。保育所（園）においては菜園活動を実施し、その収穫や調理を通して食に対する興味を育てる。保護者に対しても食育の大切さを啓発する。	健康増進課 学校教育課 農林水産課 子育て支援課



2 家庭が笑顔で育つまち

現状と課題

近年、価値観やライフスタイルの多様化等により、子育て家庭の抱える悩みや事情も複雑化しています。共働き家庭やひとり親家庭など、保育の必要性が高い家庭や、経済的に困窮している家庭、子どもとの向き合い方がわからず深刻な悩みを抱えている家庭など、何らかの支援を必要としている家庭もあります。すべての子育て家庭が心豊かに子どもと向き合い、それぞれの価値観を大切にした子育てができるよう、支援施策を推進する必要があります。

坂井市においては、核家族化の進行が顕著となっています。核家族世帯数は平成2年から20年間で1.5倍となっており、子育てをするうえで頼ることのできる親族等が近くにいない家庭も増えていると考えられます。心配や悩みごとを可能な限り取り除き、安心して子育てができるよう、家庭教育に関する情報提供や、相談体制の強化、世代間交流の機会を確保していくことが大切です。

アンケート結果からみる女性の就労率は、過去5年間でさらに高まっています。小学生の保護者では、フルタイムでの就労が全体の約半数となっています。共働き家庭が増加するなかで、子どもの健やかな成長を支えるためには、保育サービスの充実に加え、保護者が働きながらでも子育てがしやすくなるよう、職場の理解や協力を得ることが不可欠です。関係機関・団体等との連携を図るとともに、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めていくことが重要です。各家庭においては、男女がともに協力し尊重し合いながら、楽しんで子育てや家事ができるよう、それぞれの役割分担等を話し合う機会をつくることも大切です。

また、障がい、疾病、虐待、貧困等、特別な支援を必要としている子どもや家庭に対する支援も重要です。経済的支援や個々の事情に応じたきめ細かな支援を充実するとともに、不安や負担を可能な限り軽減するための環境づくりを進めていくことが大切です。

(1) 家庭における子育て力の向上

子育ての第一義的責任を負うとされる「家庭」も、子育てを通じて成長していくことが大切です。各家庭の子育て力の向上のため、各種講座や相談事業を充実します。

①親育ちへの支援

番号	事業名	事業内容	担当課
54	パパママレッスン (両親学級)	妊婦とその家族を対象として、妊娠中及び出産後の健康管理・育児について学ぶ機会とする。また、妊婦同士・父親同士が交流を持つ機会ともする。	健康増進課
55	妊婦・新生児・乳児等 訪問指導	妊婦・新生児・幼児については希望者・ハイリスク者宅などを訪問する。産婦・乳児については4か月までに連絡を取り家庭訪問を実施し、対象者の健康管理、子育て支援を行う。	健康増進課
56	離乳食相談	乳児期の食の特徴や大切さを伝え、離乳食を進めていくなかで保護者の不安解消ができるよう助言等を行う。	健康増進課
57	栄養相談・栄養指導の実施	子どもの成長や将来の生活習慣病予防の観点から、乳児期の栄養指導を保護者も含めて各種保健事業やイベントで実施し、あわせて電話相談も行う。	健康増進課
58	家庭教育推進 (子育て講演会)事業	就学時健康診断において、多様化した子育てに関する講演会を開催する。市内の保護者が安心して子育てができるよう、すべての小学校で実施をめざす。	学校教育課
59	心の家庭教育支援事業	各地域において子育ての経験者等で結成した「坂井市家庭教育支援チーム」で、対象校の児童に対する相談会や保護者相談会の開催、子育て情報を掲載した広報紙の発行等を行い、家庭の教育力の向上を図る。	生涯学習 スポーツ課
60	育児講座の開催	子育て支援センターと各保育所（園）等において、保護者や地域の人たちの参加のもと、子育てに関する研修を行い、育児不安感を解消する。	子育て支援課
61	思春期教室	小中学生を対象に、性教育や命の大切さについて学習する機会とする。	健康増進課
62	男女共同参画啓発事業	固定的な性別役割分担を見直し、家事や育児などあらゆる面で男女の共同参加が進むように、幼少期から大人まで出前講座などを通して意識啓発に努める。	まちづくり 推進課

番号	事業名	事業内容	担当課
63	父親の子育て 推進事業	父親がより積極的に子育てにかかわるよう、啓発のためのパンフレット・小冊子を配布し、意識の向上を図る。	健康増進課
64	地域組織活動の充実	親子及び世代間交流、児童養育に関する活動、児童の事故防止活動など、地域を単位として子どもの健全育成に寄与する自主的団体の活動を支援する。	子育て支援課
65	子育てサークルへの 支援	子育てをする親同士が、お互いに助け合うことができる子育てサークルの活動を多面的に支援する。	子育て支援課

②相談体制の充実

番号	事業名	事業内容	担当課
66	ひとり親家庭等に 対する自立支援事業	自立支援員を配置して、ひとり親家庭が抱えるさまざまな相談に応じるとともに、自立できるための支援を行う。	子育て支援課
67	子どもと女性に 対する相談事業	家庭相談員と女性相談員を配置して情報を共有しながら、さまざまな問題について対応する。	子育て支援課
68	子育てほっとメール &電話相談事業	妊娠・出産・育児の悩みに対する相談に応じる。	健康増進課
69	# 8000 子ども救急 医療電話相談	休日・夜間の急な子どもの病気にどう対処したらよいのか、病院の診療を受けたほうがいいのかなど判断に迷った時に、看護師が電話相談を行う。	健康増進課

③情報提供

番号	事業名	事業内容	担当課
70	情報発信の推進	I C T*を活用して子育て世帯への情報発信や保護者や関係者との情報交換等の構築を検討する。	子育て支援課 健康増進課

* I C T……情報（Information）、通信（Communication）、技術（Technology）に関する技術の総称。コンピュータやネットワークに関する技術・産業・設備・サービスなどを指す。

(2) 子育てと仕事の両立支援

子育てにかかる負担が、父親・母親のどちらかに偏ることがないよう、互いに仕事と子育てを両立し、子育てに積極的にかかわっていけるよう、意識啓発や労働環境の改善に向けた働きかけを行います。

①働き方の見直し・啓発

番号	事業名	事業内容	担当課
71	育児・介護休業制度の周知啓発	福井労働局・県などが発行する制度周知のためのリーフレット等の窓口設置、制度改正等の広報掲載、問い合わせ等への対応による周知をする。	観光産業課
72	ワーク・ライフ・バランスの促進	仕事と子育てや介護、地域活動などの仕事以外の活動をバランスよく調和させて暮らすことができるよう、社会全体で働き方や家庭生活を見直すための意識啓発に努める。	まちづくり推進課

②雇用の促進・就労の支援

番号	事業名	事業内容	担当課
73	職業訓練の周知・紹介	県などが実施している能力開発講座のリーフレット等の窓口設置、問い合わせ等への対応による周知をする。	観光産業課
74	男女共同参画に配慮した雇用に関する啓発活動の推進	男女雇用機会均等法に基づく制度に関するリーフレット等の窓口設置、制度改正等の広報掲載、問い合わせ等への対応による周知をする。	観光産業課
75	求人情報の提供	ハローワークが毎週発行する求人情報を本庁ロビーや支所窓口等に掲示し、情報提供する。	観光産業課
76	産休・育休明けの円滑な就労・再就職への支援	妊娠中・育休中から、職場復帰や求職活動の目処がつけられるよう、前年度中に保育所入所手続きを実施する。	子育て支援課



(3) 特別な支援を必要とする家庭への対応体制の整備

ひとり親世帯をはじめ、家族状況などさまざまな要因から、社会的な養護を必要とする子どもたちがいます。それぞれの状況に応じ、安全で安心な生活環境の確保に向けた取り組みを進めます。

①専門的支援の充実

番号	事業名	事業内容	担当課
77	ひとり親家庭の自立支援教育訓練給付金事業	雇用保険法による教育訓練給付を受給できないひとり親家庭の親が、指定教育訓練を受講し、修了した場合に、経費の一部を支給する。	子育て支援課
78	高等職業訓練促進給付金等支給事業	経済的な自立をめざすひとり親に対して、専門的な資格取得のための修学期間中における生活費を支援する。	子育て支援課
79	日常生活用具給付事業	在宅の障がいのある子どもに対し、日常生活が円滑に行われるよう、日常生活用具の給付や貸与を実施する。	社会福祉課
80	補装具費支給事業	身体の失われた部分や障害のある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具を交付や、修理等を行う。	社会福祉課
81	特別支援教育就学援助事業	小学校・中学校の通常学級に在籍する特別支援学校相当と判断された児童・生徒及び特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学校必要経費の一部を補助する。	学校教育課
82	日中一時支援事業 (地域生活支援事業)	日中、障がいのある子どもを一時的に預かることにより、日中の活動の場を確保し、家族の就労支援及び介護の一時的軽減を図る。	社会福祉課
83	相談支援事業 (地域生活支援事業)	障がいのある子ども、その保護者、介護者などの相談に応じ、福祉サービスの利用援助、必要な情報提供の支援を行う。	子育て支援課
84	特別支援学校通学事業	坂井市内から特別支援学校（養護学校）に通学する児童生徒に対して通学バスを運行し、就学支援を行う。	社会福祉課
85	障がい者施設入浴事業	在宅で入浴が難しい障がいのある人（子ども）を福祉施設の機械浴槽を使って入浴を行う。	社会福祉協議会
86	気になる子のフォローアクション体制の充実	保育所（園）等、幼稚園、小学校、中学校へと切れ目なくつながる、保健・医療・福祉・教育の連携による子どものフォローアクション体制の構築に努める。	健康増進課 子育て支援課 学校教育課

②虐待防止への支援

番号	事業名	事業内容	担当課
87	民生委員児童委員活動	地域の子どもを取り巻く環境を日頃から把握し、支援が必要な場合は、関係機関に報告して見守りをする。特に主任児童委員は学校・保育所（園）・児童館等を訪問し、民生委員児童委員と協働して必要な支援を行う。	社会福祉課
88	要保護児童対策 地域協議会の充実	児童虐待をはじめとした要保護児童の早期発見、早期対応が円滑に行えるよう、児童相談所や教育機関・保育所（園）・保健センター・警察等の関係機関が連携し、支援体制の充実を図る。	子育て支援課



(4) 経済的支援の充実

子育て家庭が経済的な不安がなく、安心して生活できるよう、経済的負担の軽減を図ります。

①各種手当の充実

番号	事業名	事業内容	担当課
89	児童手当給付事業	中学校3年生までの児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭生活の安定と児童の健全育成及び資質の向上を図る。	子育て支援課
90	重症心身障害児(者) 福祉手当支給事業	身体障害者手帳2級以上等の在宅の障がいのある子ども（人）で、特別児童扶養手当や障害児福祉手当を受給できない方に支給する。	社会福祉課
91	障害児福祉手当支給事業	身体または知的発達の重度障がいのため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方に支給する。	社会福祉課
92	特別児童扶養手当 支給事業	身体または知的発達に障がいのある20歳未満の児童を監護する父や母、もしくは養育者に県が支給する。	社会福祉課
93	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の親に対し、児童扶養手当を支給する。	子育て支援課

②医療費助成の充実

番号	事業名	事業内容	担当課
94	子ども医療費助成事業	中学校3年生までの児童の健康の維持と経済的な負担を軽減するため、医療保険の自己負担分（保険適用分）を助成する。	子育て支援課
95	養育医療給付事業	入院を必要とする未熟児に対し、指定養育医療機関において、医療の給付または医療に要する費用を公費で負担する。	子育て支援課
96	特定疾患特別見舞金 支援事業	治療が極めて困難な特定疾患患者（小児慢性特定疾患患者も含む）の経済的負担を軽減する。	社会福祉課
97	重度障害者（児） 医療費助成事業	重度の障がいのある子ども（人）の健康の維持と経済的な負担を軽減するため、医療保険の自己負担分（保険適用分）を助成する。	社会福祉課

番号	事業名	事業内容	担当課
98	自立支援医療費支給事業（育成医療費支給事業）	身体に障がいのある子どもで、その障がいをなくしたり、軽減するために確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な手術等の医療費を支給する。	社会福祉課
99	ひとり親家庭等への医療費助成事業	ひとり親家庭等を対象に、健康の維持と経済的な負担を軽減するため、医療保険の自己負担分（保険適用分）を助成する。	子育て支援課

③その他経済的負担の軽減

番号	事業名	事業内容	担当課
100	保育料の負担軽減	保育所（園）に同一世帯から2人以上の乳幼児が入所している場合や入所児童が第3子以降の場合、また低所得の母子世帯等の保育料を軽減する。	子育て支援課
101	幼稚園就園奨励事業	私立幼稚園に就園奨励費補助金を交付することで保護者の経済的負担を軽減し、幼稚園教育の推進を図る。	学校教育課
102	児童・生徒就学援助事業	経済的理由により就学が困難な児童・生徒に対する必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を図る。	学校教育課
103	子育てすくすく支援商品券支給事業	多子世帯における経済的負担の軽減、市内事業者や商店の経済活性化を図る。	子育て支援課
104	交通災害等遭児就学支度金支給事業	小・中学校に就学予定の児童を扶養するひとり親家庭に対して申請に基づき支給する。	子育て支援課
105	交通遭児救援金支給事業	生計を一についていた父、母または未成年後見人を交通災害で失った、義務教育就学中の児童または生徒に救援金を支給する。	子育て支援課
106	ひとり親・寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭や寡婦の経済的自立や、扶養している子どもの福祉増進のために必要な資金の貸付の受付を行う。	子育て支援課

3 地域が笑顔で育つまち

現状と課題

子どもが元気に遊び、学び、育っていくためには、地域や生活環境が安心・安全であることが大切です。子どもが健やかに育ち、子育て世帯が安心して暮らせるまちは、市民全体がゆとりや安心感をもって生活できるまちであるといえます。道路環境等の整備や交通安全対策、不審者対策等を着実に行っていくことで事故や犯罪等の危険を未然に防ぐとともに、子どもたちの健全育成のため、スマートフォン等の普及に伴うネット依存や生活習慣の乱れ等への対策を社会・地域全体で考えていくことが求められます。子どもや子育て家庭が孤立せずに暮らすことができるよう、地域に住む住民一人ひとりが子育てにかかわるという意識をもち、互いに協力しあい、まち全体で子育てを応援していくことが重要です。

坂井市においては、子どもがかかわる施設や公園の整備、道路や歩道における危険箇所の点検や補修に加え、公共施設へのAEDの設置を進めるなど、安心して生活できる環境づくりに努めてきました。今後は、家庭や保育所（園）、幼稚園、学校や行政がさらに緊密な連携を図り、子どもたちを危険や不安から守ることのできる環境をつくっていくことが重要です。子どもの健全育成にあたっては、社会問題として顕在化しているネット依存への対策として、スマートフォンやインターネットの危険性や正しい使い方を子どもたちが保護者とともに学び、考えることができる機会を設けるとともに、市全体での「Three（スリー）ルール運動」※の普及に努めています。

アンケート結果からは、子どもの安全を守るために重要なこととして、交通安全施設の整備、通学路や遊び場の安全対策を挙げる保護者が多くみられました。また、地域ぐるみのパトロールや、地域の交通安全活動を求める声も多く、地域に住む市民による安全対策への期待がうかがえます。今後も環境整備を進め、地域全体での安全対策に努めていく必要があります。

地域において子どもや子育て家庭が安心して生活するためには、地域福祉の視点をもったまちづくりも大切です。地域住民が見守り活動やボランティア活動などを通じて子育てにかかわる機会を設けることで、地域の連帯感の向上やまち全体の子育て力の向上に努めます。

※「Three(スリー) ルール 運動」…「自分でルール 家庭でルール 学校でルール ルールはあなたを守ります」を掲げ、スマートフォンや携帯ゲーム機などの利用に関するルールを子ども自身が決め、自分自身で守ることで、一定のルールが習慣化することを目的とする運動。

(1) 安心・安全のまちづくり

子どもや子育て家庭はもとより、地域住民全体が安全かつ快適に過ごせるよう、道路環境や公共施設、公園等の整備に努めるとともに、ゆとりや安心感をもって生活できるよう、犯罪や事故の発生防止に向けた対策を充実します。

①施設等の環境整備

番号	事業名	事業内容	担当課
107	児童館活動事業	子どもたちが安全かつ安心して活動できるよう、施設環境の整備に努める。現在児童館で実施している放課後児童クラブを閉園となった幼稚園舎へ移動することにより、児童館機能の充実を図る。	子育て支援課
108	集会等施設整備への助成	コミュニティ活動を目的とした集会施設等の増改築及び修繕に関する経費に対し、補助金を交付する。	まちづくり推進課
109	スポーツ施設の整備	子どもを含むあらゆる市民が安全で快適に使用できるよう、体育館や運動公園などスポーツ施設の整備を計画的に進める。	生涯学習スポーツ課
110	公園維持管理	市が管理する公園の遊具等を点検し、危険箇所の補修を行う。	都市計画課
111	児童小遊園地遊具整備補助事業	児童に健全な遊び場を与えることで体力の増進と情操の高揚を図るため、各行政区の公園の遊具設置に対して補助金を交付する。	子育て支援課
112	児童小遊園地遊具設備修繕助成事業	各行政区に設置されている遊具の修繕に対して助成金を交付する。	社会福祉協議会
113	危険箇所の点検及び補修	市内における道路等の危険箇所を点検し、危険箇所の補修に努める。	建設課
114	歩道整備	子どもと一緒に安全に安心して歩行できるように、段差をなくしたりすることでバリアフリー化をめざし、歩道の整備を進める。	建設課
115	防犯灯設置事業	各行政区が犯罪、非行及び事故等の発生防止のために実施する防犯灯設置事業に対し、補助金を交付する。通学路に防犯灯を設置し、児童・生徒の安全確保を図る。	安全対策課

②犯罪や事故等の防止・啓発

番号	事業名	事業内容	担当課
116	交通安全施設整備	市が管理する道路に区画線、転落防止柵、視線誘導標を設置する等、交通安全施設整備に取り組む。	建設課
117	安全安心まちづくり事業	市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりに関する施策を実践する。また、有効な施策の実践については、各機関どうしの連携が不可欠であるため、安全安心まちづくり推進会議を開催し、安全安心まちづくりに関する施策について協議する。	安全対策課
118	交通安全教室の実施	交通指導員による小学校での自転車教室及び婦人指導員による保育所（園）・幼稚園・小学校等での交通教室等を実施し、児童・園児の交通安全意識の向上を図る。	安全対策課
119	交通安全図画ポスターコンクールの実施	交通事故のない安全で安心なまちをめざし、児童の交通事故の防止を図るために、市内の小学生を対象に交通安全図画ポスターコンクールを実施する。	安全対策課
120	交通指導員の配置	交通指導員を配置し、早朝や薄暮時の街頭指導・巡回広報パトロールを実施することにより、子どもを含めた住民の交通事故防止を図る。指導員の高齢化が課題であるとともに、定年制を設けたことにより、指導員の減員が予想されているが、今後も地域ぐるみの安全活動を推進するため、適正ある指導員の確保に努める。	安全対策課
121	防犯パトロールの実施	犯罪を未然に防ぐため、市内の拠点を中心に防犯パトロールを実施する。	安全対策課
122	不審者対策	保育所（園）・幼稚園・学校等において防災訓練を実施し不測の事態に備える。また職員を対象に講習会を開催し、予防や防護策を学ぶ。	安全対策課
123	愛護センター事業	補導員による街頭指導・少年相談・学校周辺及び通学路付近の警戒並びに青色回転灯による見守り活動・不審者対策巡回活動などを行い、青少年の健全な育成を図る。また、公共施設等に白いポストを設置し、青少年の健全育成に適切でない図書等を回収・廃棄する。	生涯学習 スポーツ課
124	情報モラル教育の実施	小中学校において、インターネットやスマートフォン等の利用に関して子どもたちがその危険性を理解し正しい利用方法を実践できるよう、警察や関係機関との連携のもと、授業や講座を実施する。また、ネット依存防止のため、子どもたちがスマートフォン等の利用に関してルールをつくり、家庭で積極的に守ることを目的とした「Three（スリー）ルール運動」を推進する。	学校教育課

(2) 市民ネットワークの形成

地域住民が連携を図り、子育てを通じてまち全体が成長することをめざします。

①世代を超えた市民の交流の場の充実

番号	事業名	事業内容	担当課
125	学校施設の開放	市民の交流活動のために学校施設を開放することで地域に開かれた学校をめざすとともに、施設の利活用を図る。	教育総務課
126	子ども会育成事業	坂井市子ども会育成連絡協議会を事業主体として、子ども会活動を通して子どもの健全育成を図る。	生涯学習 スポーツ課
127	社会教育団体育成事業	社会教育団体の自主的で健全な活動を積極的に促進するため、補助金を交付し、社会教育の発展及び市民の自主的な社会教育活動を支援する。	生涯学習 スポーツ課
128	青少年健全育成事業	坂井市青少年育成坂井市民会議を中心として、広く市民の総意を結集し、次代を担う青少年の健全な育成を図るために、見守り活動啓発運動や、心の教育講演会を開催する。	生涯学習 スポーツ課
129	協働のまちづくり事業への助成	市民と行政による協働のまちづくりを推進するため、コミュニティセンターを拠点に、地域住民が主体となって“住みよい愛着と誇りの持てる地域づくり”に取り組んでいる「まちづくり協議会」の運営や活動に対し、財政的な支援、情報発信等を行う。	まちづくり 推進課
130	コミュニティセンターへの移行	平成27年4月1日に公民館をコミュニティセンターに移行し、地域づくりの拠点施設として、更に協働のまちづくりを推進する。社会教育事業の推進に加えて、まちづくり協議会を中心とした地域まちづくり活動の充実を図る。また、社会教育指導員の業務を拡充し、社会教育の視点から地域づくり活動を支援する。	まちづくり 推進課 生涯学習 スポーツ課
131	社会教育・生涯学習事業	実生活に即した教育、学術及び文化に関する事業を行っていくことで、区域内住民の教養の向上・健康の増進などを図り、生活文化の振興と社会福祉の増進を進める。	生涯学習 スポーツ課

第5章 量の見込み及び確保の内容

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、本計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

坂井市においては、効率的な資源の活用を可能とし、市内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を1圏域（全市）とします。ただし、事業の実施にあたっては小学校区単位など、各地区の実状を踏まえて行うものとします。

また、「量の見込み」については、平成25年度に実施した、就学前児童・小学生の子どもを持つ保護者を対象としたニーズ調査の結果と、坂井市の今後5年間の人口推計、各サービスの利用実績等を踏まえて算出しています。

2 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

教育・保育事業は、主に子どもたちが平日の昼間に利用する事業です。子ども・子育て支援新制度のもとでは、子どもたちは、本人の年齢と、保護者の就労状況等からみる保育の必要性に応じて、認定（1号・2号・3号）を与えられることになりました。以下の認定区分に応じて、利用できる施設や、利用できる時間が決まります。

■認定区分と提供施設

認定区分		利用できる施設
1号	3～5歳 (教育のみ)	幼稚園、幼保園、認定こども園
2号	3～5歳 (保育の必要性あり)	保育所（園）、幼稚園、幼保園、認定こども園
3号	0～2歳 (保育の必要性あり)	保育所（園）、幼保園、認定こども園

■教育・保育：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

単位：実利用人数(人)/年間

	平成 27 年度				平成 28 年度				平成 29 年度				
	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳)		3号 (0-2歳) (保育の必要性 あり)	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳)		3号 (0-2歳) (保育の必要性 あり)	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳)		3号 (0-2歳) (保育の必要性 あり)	
		教 育	保 育	0 歳		教 育	保 育	0 歳		教 育	保 育	0 歳	1、2 歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	263	258	1,772	300	1,141	262	258	1,770	295	1,124	262	257	1,767
② 確 保 の 内 容	保育所(園) 幼稚園 幼保園 認定こども園	2,506	270	1,136		2,521		309	1,150		2,536	333	1,150
地域型 保育事業		−	−			−	−			−	−	−	−
②-①		213	-30	-5		231		14	26		250	41	35

	平成 30 年度				平成 31 年度					
	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳)		3号 (0-2歳) (保育の必要性 あり)	1号 (3-5歳 教育のみ)	2号 (3-5歳)		3号 (0-2歳) (保育の必要性 あり)		
		教 育	保 育	0 歳		教 育	保 育	0 歳	1、2 歳	
①量の見込み (必要利用定員総数)	264	259	1,779	287	1,099	259	255	1,752	283	1,083
② 確 保 の 内 容	保育所(園) 幼稚園 幼保園 認定こども園	2,551	350	1,150		2,551		350	1,150	
地域型 保育事業		−	−			−	−			
②-①		249	63	51		285		67	67	

- 坂井市には平成 26 年現在、待機児童がおらず、すべての子どもたちが、教育・保育のサービスが受けられる体制が整っています。増大する 0~2 歳の保育ニーズに対応するための体制強化が求められます。
- 地域型保育事業については現在実施予定がありませんが、希望する事業者が出てきた場合は、条例に基づき審査・確認の実施を検討します。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

子ども・子育て支援新制度のもとでは、子ども・子育て支援法第 59 条に基づき、以下の地域子ども・子育て支援事業について、「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

事業名	事業内容
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日並びに時間において、保育所（園）等において保育を実施する事業です。
子育て短期支援事業	子育て短期支援事業は、保護者の疾病等の理由により家庭での児童の養育が一時的に困難な場合に、児童養護施設などで一時的に児童を預かる事業です。休日・宿泊を含めたショートステイ事業と、夜間に預かりを行うトワイライトステイ事業があります。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
一時預かり事業	一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、主として昼間において、保育所（園）や幼稚園等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
病児・病後児保育事業	病気中または病気の回復期で保育所（園）や幼稚園に通所できない子どもや、保護者に用事があるため看病する方がいない子どもを、診療所等で一時的に保育する事業です。
利用者支援事業	子どもまたはその保護者に対し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
放課後児童クラブ事業	小学校児童で放課後、保護者の就労等により、家庭が常時留守になっている児童を対象に、児童の健全育成を推進するため学童保育を実施する事業です。
妊婦健診事業	妊娠中の疾病や異常の早期発見をはじめ、妊婦の健康管理を目的として実施する健康診査です。
乳児家庭全戸訪問事業	すべての生後 4 か月までの乳児がいる家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることを目的に実施する事業です。
養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業や、関係機関などからの情報収集等により把握した養育困難家庭で養育支援の必要性があると判断したものに対し、子育て経験者等による育児・家庭の援助または保健師等による具体的な育児支援に関する技術的支援を訪問により実施し、関係機関との連絡をとりながら、育児不安などに 対応する事業です。

■延長保育事業

単位:実利用人数/年間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	579 人	575 人	571 人	569 人	561 人
②確保の内容	579 人	575 人	571 人	569 人	561 人
②-①	0	0	0	0	0

- 現在坂井市では、市内 30 か所の保育所（園）で延長保育事業を実施しています。今後も受け入れ体制を確保し、実施を続けます。

■子育て短期支援事業:（ショートステイ）

単位:延べ利用日数/年間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	28 人日	27 人日	27 人日	27 人日	27 人日
②確保の内容	28 人日	27 人日	27 人日	27 人日	27 人日
②-①	0	0	0	0	0

- 現在坂井市では、市外の3か所の施設への委託により、子育て短期支援事業（ショートステイ）を実施しています。今後も受け入れ体制を確保し、実施を続けます。



■地域子育て支援拠点事業

単位:延べ利用回数/年間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	44,556 人回	43,884 人回	43,464 人回	42,816 人回	42,192 人回
②確保の内容	6か所 (44,556 人回)	6か所 (43,884 人回)	6か所 (43,464 人回)	6か所 (42,816 人回)	6か所 (42,192 人回)
②-①	0	0	0	0	0

- 現在坂井市では、6か所で地域子育て支援拠点事業を実施しています。各地域で子育て支援に対するニーズに応え、また、保護者同士、子ども同士が交流の場を持つことができるような雰囲気づくりに努めます。

■幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業

単位:延べ利用日数/年間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1号認定による利用	140 人日	139 人日	139 人日	140 人日
	2号認定による利用	69 人日	69 人日	69 人日	69 人日
②確保の内容	209 人日	208 人日	208 人日	209 人日	207 人日
②-①	0	0	0	0	0

- 現在坂井市では、市内の私立幼稚園 1園とすべての公立幼稚園（平成 28 年度からすべて幼保園となる）で、在園児（1号認定の子ども・教育ニーズの強い2号認定子ども）を対象とした一時預かり保育を行っています。今後も受け入れ体制を確保し、実施します。

■一時預かり事業(すみずみ子育てサポート事業を含む)

単位:延べ利用日数/年間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	5,286 人日	5,522 人日	5,770 人日	6,032 人日	6,307 人日
②確保の内容	5,286 人日	5,522 人日	5,770 人日	6,032 人日	6,307 人日
②-①	0	0	0	0	0

- 現在坂井市では、未就園児を対象とした一時預かり事業を 16か所で実施しています。今後も受け入れ体制を確保し、実施します。

■病児・病後児保育事業

単位:延べ利用日数/年間

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		2,898 人日	2,870 人日	2,840 人日	2,809 人日	2,774 人日
②確保の内容	病児・病後児保育事業	2,898 人日	2,870 人日	2,840 人日	2,809 人日	2,774 人日
	子育て援助活動事業 (病児・緊急対応強化事業)					
②-①		0	0	0	0	0

- 現在坂井市では、2か所で病児保育事業、3か所で病後児保育事業を実施しています。現在の一日の受け入れ可能人数は、病児が8人、病後児が11人となっています。

■利用者支援事業【新規】

単位:か所数/年間

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保の内容		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

- 6か所で実施している地域子育て支援拠点事業と連携を図りながら、子育て支援課で実施します。



■放課後児童クラブ事業

単位：実利用人数/年間

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	小学校低学年	1,131人	1,122人	1,083人	1,036人	997人
	小学校高学年【新規】	485人	476人	479人	480人	476人
②確保の内容		1,616人	1,598人	1,562人	1,516人	1,473人
②-①		0	0	0	0	0

●現在坂井市では、29か所(33クラブ)で小学校低学年の児童クラブを実施しています。
一部クラブでは6年生まで受け入れを行っています。今後は、市内全体で6年生まで受け入れができるよう、段階的に整備や指導員の確保を進めます。

坂井市「放課後子ども総合プラン」

～放課後児童クラブ（学童保育）及び放課後子ども教室の整備方針等～

共働き家庭において、子どもが保育園から小学校に進学する際、預けられる時間が短くなることにより、直面する社会的な問題を、「小1の壁」といいます。

国においては、共働き家庭等の「小1の壁」の解消を図り、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安心・安全に過ごすことができ、多様な体験・活動を行うことができる環境の整備を目的として、文部科学省と厚生労働省が協力し、放課後児童クラブ（学童保育）及び放課後子ども教室の計画的な整備を進めるための「放課後子ども総合プラン」が平成26年7月に策定されました。

坂井市においても、すべての児童の安心・安全な居場所づくりの観点から、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を計画的に整備することが求められています。

坂井市では以上のこと踏まえ、次のとおり整備方針を定めました。

市町村が取り組むべき項目	坂井市の方針
放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量	現在、市内29か所(33クラブ)で実施しており、平成31年度では計1,473名を見込んでいます。
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量	市内29か所すべての施設での一体的な実施をめざします。
放課後子ども教室の平成31年度までの整備計画	市内29か所での実施をめざします。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策	放課後児童クラブの充実を図り、安心・安全な放課後等の居場所の確保に努めます。小学校の空き教室の活用については、児童や地域住民に対し、学校教育に支障のない範囲で、学校施設の開放を進めることで対応します。
小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	小学校の空き教室の活用については、児童や地域住民に対し、学校教育に支障のない範囲で、学校施設の開放を進めることで対応します。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	教育委員会と子育て支援課の間で積極的な情報交換・共有を行います。
地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み	現在利用している保護者等と協議し、検討を行います。
地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室実施に関する検討の場(運営協議会等)について	子ども・子育て会議等を通じ検討を行います。

■妊婦健診

単位:実利用人数(延べ利用回数)/年間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	740 人 (10,360 人回)	738 人 (10,332 人回)	727 人 (10,178 人回)	718 人 (10,052 人回)	706 人 (9,884 人回)
②確保の内容	740 人 (10,360 人回)	738 人 (10,332 人回)	727 人 (10,178 人回)	718 人 (10,052 人回)	706 人 (9,884 人回)
②-①	0	0	0	0	0

- 県内医療機関等に委託し、妊婦の健康の保持及び増進を目的として、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

■乳児家庭全戸訪問事業

単位:実利用人数/年間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	740 人	738 人	727 人	718 人	706 人
②確保の内容	740 人	738 人	727 人	718 人	706 人
②-①	0	0	0	0	0

- 生後4か月になるまでの乳児がいるすべての家庭を坂井市新生児訪問嘱託員や保健師が訪問し、不安や悩み相談及び子育ての情報提供を行い、適切なサービスの提供に結びつけます。

■養育支援訪問事業

単位:実利用人数/年間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	23 人	28 人	33 人	40 人	48 人
②確保の内容	23 人	28 人	33 人	40 人	48 人
②-①	0	0	0	0	0

- 児童の養育について支援が必要な家庭に、過重な負担がかかる前の段階で、保健師等の訪問による支援を実施し、安定した児童の養育を支援します。

第6章 推進体制

1 計画の推進に向けて

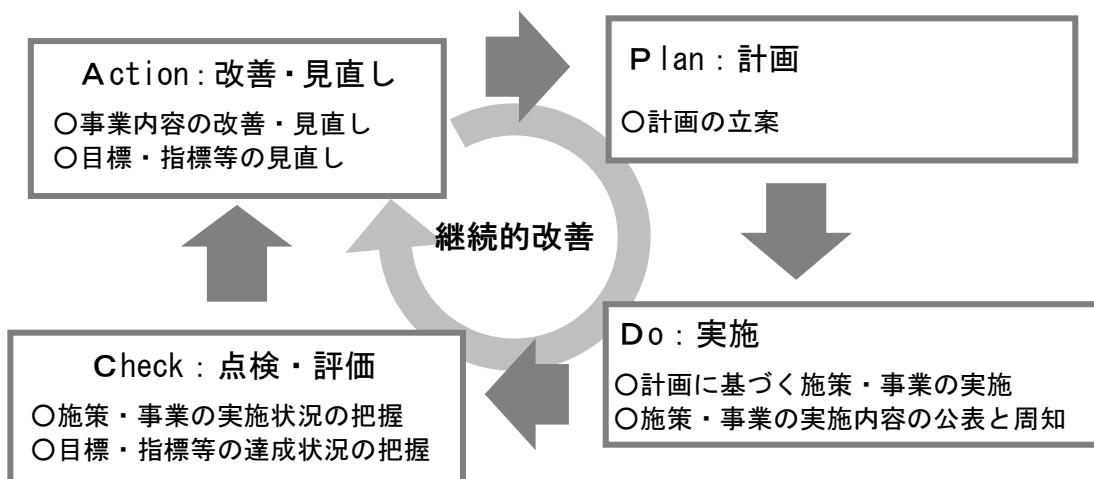
本計画は、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を兼ねており、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画です。そのため、全局的に広く連携するとともに、坂井市全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが必要不可欠であり、市内の子育て支援にかかわる、家庭、保育所（園）・幼稚園・小学校等や、地域、その他関係機関・団体等との連携の強化を図ります。

また、計画を市民との協働で進めていくためには、本計画で示した基本理念や考え方、各種取り組みについて広く周知していくことが重要です。そのため、広報紙やホームページ、窓口等において情報提供を行うとともに、計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービス等の子ども・子育てに関する情報についても市民への周知・啓発を図ります。

2 計画の評価・検証

各種施策及び本計画の推進については、実効性を高めるため、坂井市子ども・子育て会議において計画の進捗について確認する機会を毎年度設けるなど、総合的かつ計画的に取り組みます。

こうした推進の仕組みとして、【P l a n（計画）—D o（実施・実行）—C h e c k（検証・評価）—A c t i o n（改善）】のP D C Aサイクルを活用し、実効性のある取り組みの推進を図ります。



第3部

資料編

1 坂井市子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査 実施概要

(1) 調査の目的

本計画の策定資料として、保育ニーズや坂井市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、「坂井市子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査」を実施しました。

(2) 調査概要

- 調査地域：坂井市全域
- 調査対象者：
　　坂井市内在住の「就学前児童」をお持ちの世帯・保護者（就学前児童調査）
　　坂井市内在住の「小学生」をお持ちの世帯・保護者（小学生調査）
- 調査期間：平成25年12月11日（水）～平成25年12月27日（金）
- 調査方法：
　　（配付方法）保育所（園）・幼稚園・小学校等での手渡し及び郵送
　　（回収方法）郵送

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	3,000	1,504	50.1%
小学生	1,000	531	53.1%
合計	4,000	2,035	50.9%

(3) 調査結果の見方

- 回答結果の割合「%」は有効回答数に対して、それぞれの割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。

2 坂井市子ども・子育て会議設置要綱

平成26年4月1日
坂井市告示第86号

(設置)

第1条 本市における子ども・子育て支援に関する施策の推進を図るため、坂井市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関して審議し、意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関して審議し、意見を述べること。
- (3) 坂井市子ども・子育て支援事業計画に関して審議し、意見を述べること。
- (4) 本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議し、意見を述べること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 子どもの保護者
- (6) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉保健部子育て支援課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

3 坂井市子ども・子育て会議委員名簿

順不同・敬称略

番号	区分	氏名	所属団体	備考
1	学識経験者	石川 昭義	仁愛大学	会長
2	関係団体	谷川 辰夫	主任児童委員会代表	
3	関係団体	佐々木 智	坂井市P T A連合会会長	
4	教育関係者	坪川 淳一	校長会代表	
5	教育関係者	米元 淑江	幼稚園職員代表	
6	保育関係者	高尾 誠	民間保育園連盟代表	副会長
7	保育関係者	大坂 加代子	公立保育所職員代表	
8	子どもの保護者	田中 里衣	幼稚園保護者代表	
9	子どもの保護者	小泉 義光	民間保育園保護者代表	
10	子どもの保護者	多田 安宏	公立保育所保護者代表	
11	子どもの保護者	牧田 友美	在宅児保護者	
12	その他	荒巻 仁	放課後児童クラブ関係者	

4 策定経過

年月日		内容 等
平成 25 年	12月11日（水） ～12月27日（金）	坂井市 子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査
平成 26 年	6月5日（木）	<p>第1回坂井市子ども・子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 子ども・子育て会議について (2) 子ども・子育て新制度及び子ども・子育て支援事業計画について (3) 次世代育成支援後期行動計画の検証について (4) ニーズ調査の結果について (5) 今後のスケジュールについて
	6月27日（金）	<p>第2回坂井市子ども・子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 坂井市子ども・子育て支援事業計画について (2) 各種条例（案）について
	8月4日（月）	<p>第3回坂井市子ども・子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 坂井市子ども・子育て支援事業計画について
	10月8日（水）	<p>第4回坂井市子ども・子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 坂井市子ども・子育て会議傍聴要領について (2) 坂井市子ども・子育て支援事業計画について (3) 保育料について
	12月10日（水）	<p>第5回坂井市子ども・子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 坂井市子ども・子育て支援事業計画について (2) 今後のスケジュールについて

年月日		内容 等
平成 27 年	1月 15 日 (木) ～ 1月 28 日 (水)	パブリックコメントの実施
	2月 16 日 (月)	第6回坂井市子ども・子育て会議 (1) 幼稚園保育料について (2) パブリックコメント及び素案の修正について
	2月 26 日 (木)	市長への報告

坂井市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

発行・編集：福井県坂井市 福祉保健部 子育て支援課

〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄 1-1

TEL: 0776-50-3042 FAX: 0776-66-1650

ホームページアドレス: <http://www.city.fukui-sakai.lg.jp>



坂井市